

○松本妙子委員長

ただいまから決算常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査に入る前に、一言お願いを申し上げます。

理事者におかれましては、委員各位の質疑に対して、簡潔明瞭で的確な答弁をお願いいたします。

次に、委員の皆様方には、審査日程表に従い順次審査ができるよう、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、審査は、一般会計決算については、歳出は款ごとに、歳入は一括、また特別会計、企業会計については、会計ごとに一括して審査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、本委員会に付託されています事件の審査に入ります。

まず、認定第1号令和6年度岸和田市決算認定を求めるについての歳出のうち、1款議会費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

議会費の説明の前に、1点御了承をお願い申し上げます。決算書の各目の冒頭に職員給与費と人件費を記載してございますが、これは各会計のそれぞれの款にわたることでございますので、議会費の質疑が終了した後、2款総務費の説明に先立ち、総務部長から人件費全般につきまして一括して御説明申し上げます。

また、以後、各部長からの説明の際には人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、議会費について御説明申し上げ

げます。決算書の140ページ、141ページをお願いいたします。

1款議会費は、予算現額4億1407万3000円に対し、支出済額は3億7844万2196円で、3563万804円の不用額でございます。

主なものとしましては、左ページ、事業別区分欄の中ほどに記載の議員報酬等で、支出済額が2億7952万7237円、その下の市議会運営事業で1721万1196円でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、1款議会費の質疑を終結します。

続いて、人件費及び2款総務費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

各会計の各款にわたりまして人件費を計上しておりますので、私から一括して御説明申し上げます。

お手元に令和6年度決算給与費明細書を御配付しておりますのでお願いいたします。この資料は予算書の給与費明細書の様式に合わせて作成したもので、この資料に沿って人件費の決算状況を説明させていただきます。

まず一般会計から御説明申し上げます。資料の3ページをお願いいたします。この表は、一般会計のうち、特別職及び一般職の給与関係の総括表で、給与費及び共済費に区分して記載しております。

表の右から2列目、合計欄をお願いいたします。数字の記載されております3行目、現計予算額151億1841万4千余円に対しまして、その下、決算額、146億6114万8千余円で、最下段、前年度比較で15億3556万3千余円の増額となっております。

なお、退職手当を除きました比較で申し上げますと、9億2901万6千余円の増額になります。

4ページをお願いいたします。この表は、一般会計のうち、特別職の給与関係分の決算表でございます。報酬の欄、数字が記載されております2行目、決算額2億8101万4千余円は、市議会議員の皆様並びに各種審議会、委員会等委員の皆様の報酬に係るもので、最下段、前年度比較で642万5千余円の減額となっております。減額の理由につきましては、令和6年12月24日付での市議会解散に伴い、市議会議員選任までの約1か月半、当該職が不在であったためでございます。

その隣、給料の欄、同じく2行目の決算額3836万7千余円は、市長以下特別職の給料で、最下段、前年度比較で10万3千余円の増額となっております。

また、その隣、職員手当の欄、同じく2行目、決算額9523万6千余円につきましては、最下段、前年度比較で66万1千余円の減額となっております。

1列飛びまして、共済費の同じく2行目、決算額6060万9千余円につきましては、最下段、前年度比較で102万6千余円の減額となっております。これは議員年金制度廃止に伴う負担金の減によるものでございます。

以上、特別職の給与関係決算につきましては、その隣、合計欄一番上、現計予算額5億1156万6000円に対しまして、その下、決算額4億7522万7千余円で、最下段、前年度比較で800万9千余円の減額でございます。

5ページをお願いいたします。この表は一般会計のうち一般職の給与関係分の決算表で、上段の表において、給与費及び共済費の人件費総額を記載しております。中段及び下段の表は、上段の表の職員手当の内訳を記載したものになります。

上段の表、給与費の中の報酬の欄をお願いいたします。一番上、現計予算額18億1612万4千余円に対し、その下、決算額17億1561万3千余円で、最下段、前年度比較で2億2257万余円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員の報酬を令和6年人事院勧告を受け職員に準じて改定したことによるもの及び増員によるものが主な要因でございます。

給料の欄をお願いいたします。一番上、現計予算額53億2187万1千余円に対し、その下、決算額52億7251万2千余円で、最下段、前年度比較で1億8835万1千余円の増額となっております。これは職員の給料を令和6年人事院勧告に準じて改定したことによるもの及び増員によるものが主な要因でございます。

その隣、職員手当でございますが、一番上、現計予算額53億8065万3千余円に対し、その下、決算額51億4454万3千余円で、最下段、前年度比較で10億2801万4千余円の増額となっております。職員手当の増減の理由につきましては、後ほど各手当の主な項目について御説明いたします。

1つ飛びまして、共済費でございますが、一番上、現計予算額20億8819万8千余円に対し、その下、決算額20億5325万2千余円で、最下段、前年度比較で1億463万6千余円の増額となっております。これは給料の増額の理由と同様でございます。

その隣、合計欄、給与費と共済費を合わせました人件費総額は、一番上、現計予算額146億684万8千余円に対し、その下、決算額141億8592万1千余円で、最下段、前年度比較で15億4357万3千余円の増額となっております。

中段及び下段の表、職員手当の内訳は、各項目の決算状況並びに前年度比較などを記載したものでございますが、主な項目に

ついて御説明申し上げます。

まず、中段の表、左から5列目、地域手当でございますが、最下段、前年度比較で1216万8千余円の増額となっております。これは令和6年人事院勧告に準じた給与改定を実施したことによるもの及び職員の増員によるものが主な要因でございます。

同じく中段の表、右端の期末勤勉手当でございますが、最下段、前年度比較で3億8391万5千余円の増額となっております。これは令和6年度より会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとしたこと及び令和6年人事院勧告に準じた給与改定を実施したことが主な要因でございます。

次に、下段の表の左から3列目、退職手当でございますが、最下段、前年度比較で6億1674万7千余円の増額となっております。これは令和6年度につきましては、定年退職者が発生する年であること及び定年退職者以外の60歳以上の退職者が増加したことが主な要因でございます。

なお、退職手当を支出した退職者の内訳でございますが、一般会計で申し上げますと、定年退職者15人、定年前早期応募認定退職者12人、任期期限による退職者15人、自己都合退職者50人の計92人でございます。

参考といたしまして、全会計では、定年退職者22人、定年前早期応募認定退職者14人、任期期限による退職者21人、自己都合退職者86人の計143人でございます。

続きまして、下段の表、右から3列目の児童手当でございますが、最下段、前年度比較で1217万円の増額となっております。これは令和6年10月より高校生年代まで支給対象が拡大されたことをはじめとする児童手当の制度改正が主な要因でございます。

その他の項目につきましては、記載のとおり決算状況でございます。

次の6ページ及び7ページにつきまして

は、5ページの(1)総括における内容を会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に分けてそれぞれ記載したものでございます。

一般会計に関する人件費の説明は以上でございます。

次に、国民健康保険事業、自転車競技事業、介護保険事業の各特別会計でございますが、8ページから18ページにかけまして、一般会計と同様に記載しております。各会計の決算状況につきましては、先ほど御説明いたしました一般会計の増減事由と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

○新内利彦財務部長

続きまして、人件費を除く総務費について御説明申し上げます。決算書の142ページ、143ページをお願いいたします。

2款総務費は、予算現額86億3186万2000円に対しまして、支出済額は75億4767万9617円で、翌年度への繰越額3878万4900円を差し引きまして、10億4539万7483円の不用額となっております。

1項総務管理費は、予算現額70億182万7168円に対しまして、支出済額は60億3294万6252円で、翌年度への繰越額3878万4900円を差し引きまして、9億3009万6016円の不用額でございます。

主なものとしましては、148ページ、149ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上の庁舎等管理事業に2億7876万余円の支出で、これは主に本庁舎、別館、第2別館の光熱水費、施設の維持管理業務等に係る委託料などの経費でございます。

150ページ、151ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目の公営企業職員等退職手当負担事業に3億897万余円の支出で、職員の退職手当に係る他会計への負担金でございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上の岸和田市ふるさと応援基金積立事業に3億2935万余円の支出で、これはふるさと寄附金の積立てでございます。

194ページ、195ページをお願いいたします。2項徴税費は、予算現額7億6491万8000円に対しまして、支出済額は7億4176万3476円で、2315万4524円の不用額でございます。

主なものとしましては、196ページ、197ページをお願いします。事業別区分欄、下から2つ目の市民税等賦課事業に5575万余円の支出で、これは個人市民税、法人市民税、軽自動車税等の賦課業務に係る委託料などの経費でございます。

198ページ、199ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下の市税等過誤納還付事業に1億2881万余円の支出でございます。

200ページ、201ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額5億2163万8832円に対しまして、支出済額は5億133万7652円で、2030万1180円の不用額でございます。

主なものとしまして、204ページ、205ページをお願いします。事業別区分欄一番上の個人番号カード等管理事業に9785万余円の支出で、これは主に個人番号カード関連事務に係る委託料などの経費でございます。

4項選挙費は、予算現額2億5958万8000円に対しまして、支出済額は1億9338万524円で、6620万7476円の不用額でございます。

主なものとしましては、208ページ、209ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下の市議会議員選挙事業に8743万余円の支出でございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。5項統計調査費は、予算現額2843万

4000円に対しまして、支出済額は2599万2815円で、244万1185円の不用額となっております。

214ページ、215ページをお願いいたします。6項監査委員費は、予算現額5545万6000円に対しまして、支出済額は5225万8898円で、319万7102円の不用額でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○藤原豊和委員

事務報告書の159ページの浪切ホール及び旧港地区立体駐車場指定管理事業について質問させていただきます。

まずは、市として浪切ホールをどのように活用させるべき施設だと位置づけておられるのかについて、令和6年度の浪切ホールの利用状況の実績や令和5年度、またコロナ前との比較などと併せてお示してください。

また、数値目標も設定されていると思いますので、どの項目にどの程度の目標設定をされているのか、実績と達成率も併せてお教えてください。

○田宮真理子文化国際課長

まず、浪切ホールにつきましては、旧港地区の再開発事業を行うに当たり、商業施設だけでなく、当時約900席のホールを持つ老朽化した旧市民会館の代替機能を持つ文化ホールを造るという方向性が1980年代後半から議論されまして、再開発事業の目玉として文化施設建設の構想が持ち上がったものです。

大ホール客席数につきましては、当時各文化団体などに御意見をお聞きしましたが、500席から2000席までとかなり幅がある中、約2000席の案で市議会に提案させていただ

きました結果としまして、約1500席という御意見に至ったものです。

浪切ホールのコンセプトにつきましては、岸和田城やだんじり祭など、和の伝統が浸透している環境にあること、伝統芸能の上映ができるなど、他のホールとの差別化が図れる和のテイストを前面に出したホールとして建設されたものです。

そのことを受け、文化創造ビジョン・岸和田において、浪切ホールの役割を文化活動の拠点施設とし、また地域活性化の中核的な施設として、特に伝統芸能を含む優れた舞台芸術を地域住民に提供することや地域の文化力を高める事業展開を行うこと、またまちの魅力向上、推進する施設として位置づけられています。

次に、浪切ホールの令和6年度の利用状況です。まず、利用人数は、施設全体で43万3173人、うち大ホール、これは楽屋込みの数字でございますが、22万8494人、小ホールは3万6790人、祭りの広場が1万7255人となりました。

コロナの影響により、令和2年度の利用人数が13万819人まで減少いたしました、コロナ前の平成27年度から令和元年度までの5年間の平均値では55万8952人で、それと比較いたしますと、令和6年度は約77.5%となっております。

また、令和5年度の利用人数は45万2513人で、令和6年度と比べますと1万9340人の減となっております。

目標値についてでございますが、岸和田市文化財団が管理していた当時の平均来館者数が約49万8000人であったことを踏まえ、現指定管理者募集の際に、来館者数49万2000人、大ホール利用者数11万2000人、企画事業数40事業、企画事業入場者数3万2000人、友の会会員数が年度末で2200件以上とした目標を設定し、公募しております。

これに対し、現指定管理者独自の目標としまして、来館者数50万人、大ホール利用者数12万人、企画事業数43事業、企画事業入場者数3万5000人、友の会会員数が年度末で3200件以上の設定をいたしております。

令和6年度の実績は、来館者数43万3173人、大ホール利用者数、これはホールのみですが、22万2000人、企画事業数44事業、企画事業入場者数3万5724人、友の会会員数の年度末数は、法人会員を含めまして2455件となっております。

来館者数と友の会会員数の2件以外の成果目標は達成しております。特に達成できなかった来館者数でございますが、目標値50万人に対し達成率は約86.6%となっております。

また、令和6年度の施設利用料は1億2371万4266円となっております、前年度の令和5年度の1億1771万5536円と比較しますと、599万8730円の増となりました。これは令和6年6月からの利用料金の改定によるものと認識しております。

利用状況の傾向ですが、大ホールから小ホール、また、小ホールから特別会議室などと利用形態が小規模化していること、オンライン会議や在宅勤務の増加、また芸能コンテンツの例えばSNSでの鑑賞の増加など、コロナ禍以後の社会環境の変化に伴い、ホール利用者や会議室などの利用が減少する傾向が見られまして、コロナ以前の状況までには至っておりません。

○藤原豊和委員

浪切ホールが収益性だけを追求するわけではなくて、文化活動の拠点施設、また地域活性化のためのにぎわいづくりを担う施設だと位置づけられていることはよく分かりました。

1点お伺いしますが、企画事業の目標件数が40件とありましたが、その中で、例え

ば伝統芸能などジャンルの指定や制限などは設けておられるのでしょうか。

また、年間の土日祝日を合わせると約120日程度あると思いますが、その中で企画事業の目標を40件としている理由についても併せて教えてください。

○田宮真理子文化国際課長

企画事業の実施に当たっては、公募の際、文化創造ビジョン・岸和田で定めております伝統芸能や音楽、舞踊等を中心にプロによる優れた舞台芸術の鑑賞の機会の提供に努めること、音楽や演劇、ダンスなど様々な形で市民が体験できる機会の提供に努めること、独自の舞台芸術を企画、創造し、地域からの文化づくりの推進に努めることなどの方向性を定めております。

芸術のジャンルを、例えば音楽は年間何本実施することなどの指定や制限はしておりません。企画事業は、市場原理や経済原理だけでは成立しない良質な文化事業、芸術的な価値を支えることが公立文化施設の重要な存在意義の1つでございますので、収益のバランスを取りながら、本市の文化の向上のため、様々なジャンルと併せた事業の実施を求めています。

また、企画事業数の40本は過去からの事業の実績から導いたものです。また、土日の大半を指定管理者が企画事業のために押さえますと、市民の皆様の貸し館利用を阻害することになります。そのため、全体のバランスを考慮しつつ事業を実施しております。

○藤原豊和委員

改めて、収益だけではなくて、岸和田市の文化の向上だったりとか、市民がホールなどを利用しやすい状況づくりにも重視されていることがよく分かりました。そう考えると、お話しいただいた浪切ホールの成り立ちの地域活性化のための施設という観

点からも、利用人数の多さが浪切ホールの価値を測る指標としては重要となってくるものだと思います。

ただ、利用人数の目標に対して令和6年度は達成率が約86%にとどまっており、これは施設の存在意義を考えると、看過できない数字だというふうに感じます。

浪切ホールの状況を考える上で、外部要因を考慮する中で近隣施設、例えばフェニーチェ堺や泉の森ホールとの比較情報をお示しください。その上で、浪切ホールの現状を本市としてどのように評価し、今後の改善をどう考えていらっしゃるのかについても伺いいたします。

○田宮真理子文化国際課長

まず、他市の2施設でございますが、令和5年度の数値でお示しさせていただきます。フェニーチェ堺は入場者数35万6803人、指定管理料が5億1642万1000円、利用料金その他の収入等の合計が2億8377万6000円となっております。

また、泉の森ホールでございますが、入場者数16万4606人、指定管理料2億2142万8000円、利用料金その他の収入の合計は8027万2000円となっております。

比較のために、浪切ホールも令和5年度分となりますが、来館者数は45万2513人、指定管理料は2億5824万5000円、利用料金その他の収入の合計1億4808万5000円となっております。

なお、フェニーチェ堺の場合、利用人数の目標が47万8000人と設定されておりまして、令和5年度の実績35万6803人からしますと達成率約74.6%、浪切ホールの場合、利用人数の目標が50万人で、令和5年度の実績45万2513人からしますと約90.5%となっております。

○藤原豊和委員

浪切ホールの指定管理料は、お示しいた

だいたほかの自治体施設と比べると比較的安い部類には入るものの、反して、利用人数は3つの中では一番多いということもよく分かりました。

立地の場所だったりとか、駐車場無料みたいな強みはあると思うんですが、この点は頑張っていたいただいている部分だと感じました。

ただ、一般社団法人日本イベント産業振興協会のデータによりますと、2024年のイベント関連産業の産業規模は9797億円、前年比107.2%となり、新型コロナウイルス流行前の2019年の約1.1倍に復調したとあり、全国的にはイベント関連産業の市場規模がコロナ前を上回る回復を見せているとのことでした。

しかし、浪切ホールでは来館者数が未達となっており、コロナ前の水準に達していないということでしたので、このギャップについて市としてどのように振り返り、問題の本質をどのように捉えておられるのか、また改善策をどう考え立案し、その効果をどのように検証しているのかについて具体的にお示しください。

○田宮真理子文化国際課長

委員お示しのとおり、来館者数としては、施設全体を利用されている指標としまして、重要な数値であると認識しております。令和6年度の傾向として、利用形態が小規模化、それとコロナ以後の社会変化によりまして、ホール利用者や会議室などの利用が減少する傾向が見られています。

指定管理者におきましては、来館者数が目標を達成していないということに対しまして、施設利用者との対応時に呼びかけ、きめ細やかな相談の体制、指定管理者の企業グループへの営業に取り組むなど、利用者の増加に努めております。ただし、利用人数が落ち込んだことに対しまして、諸室

ごとの原因は何かと探り、それにより解決に向けた対策をどうすべきかといった分析は十分でないと考えます。

そのため、御質問に対しまして、さきに御答弁いたしました以上の具体的な取組を御説明するまでには至っておりません。市としまして、指定管理者との毎月の協議の場で状況の報告を受けて、意見交換を行っておりますが、利用者が安全に、また良好に施設を利用していただけますよう、施設の維持に努めながら、浪切ホールを通じて地域の活性化や文化芸術活動がより活発になるための目標数値の達成に向けた個別具体的な議論を積極的に行い、指定管理者を支援してまいりたい、そのように考えております。

○藤原豊和委員

ちなみになんですが、市が示している49万2000人という目標人数に対して、これを達成しない場合のペナルティーなどがあれば教えてください。

○田宮真理子文化国際課長

達成できないといったペナルティーはございません。

○藤原豊和委員

浪切ホールは、岸和田市の文化活動の拠点施設であって、また市のにぎわいづくりも担う非常に重要な施設だと思います。私としても利用させてもらうことも多いですし、館のスタッフの対応も非常に丁寧で、好印象ですし、すごく大事な施設だというふうにも感じています。

ただ一方で、その運営には現在年間3億円弱の指定管理料が投入されていることから、常に改善を重ねながら、その存在意義を示し続けていただくことが求められると考えます。その意味で、来館者数の目標を大幅に未達で終わらせてしまうこと、そしてそれに対しての振り返りや原因分析、

具体的な改善策の立案の実行がほとんどされていない点は非常に憂慮すべき課題だと考えます。

目標未達の要因分析、指定管理者への責任を明記した改善の契約、数字で検証可能なK P I とフィードバックの体制、そして具体的なプロモーションや利用促進策の実行、これらを例えば四半期や半期ごとに確実に回し続ける仕組みを整えることが必要だと考えます。

浪切ホールが本来の役割を果たし、市の文化の向上や、この岸和田市のにぎわいづくりに一層貢献できるように改善に向けた不断的努力を強く求め、私の質問を終えます。ありがとうございました。

○宇野真悟委員

総務費に関しまして、2点質問させていただきます。

まず、一般会計決算書154ページ、155ページのネットワークシステム運用事業についてお伺いいたします。

令和7年10月14日にウインドウズ10のサポートが終了します。サポートが終了したOSを使い続けることはセキュリティリスクを高め、重要な情報を扱う自治体では避けるべき行為です。有料の延長サポートも提供されると聞いておりますが、令和6年度に行った庁内パソコンの調達について、台数とOSについてお答えください。

また、令和5年度以前に調達した庁内パソコンについてもウインドウズ10からウインドウズ11へのバージョンアップを終えているものはあるのか、今後のスケジュールも分かれば教えてください。

○櫻井正信 I T 推進課長

令和6年度の庁内パソコンは、OSはウインドウズ11、197台の調達を行いました。庁内パソコンは5年間の賃貸借契約を締結しておりまして、毎年数百台ずつ入替えを

行っております。

令和5年度以前に調達した庁内パソコンのうち、今年度に契約期限を迎えるものを除く977台のうち、79台につきましては、令和6年度にウインドウズ11へのバージョンアップを終えております。これは、各業務システムの検証のため、一部にバージョンアップを適用したものでございます。残りの898台につきましては、本年8月22日、9月5日、12日、19日の以上4日に分けまして、バージョンアップを適用いたします。

○宇野真悟委員

庁内パソコン全てに今月中にウインドウズ11へのバージョンアップを実施するということで、サポート期限切れによるセキュリティ上の懸念は解決されることを確認いたしました。

これまでに作成した様々な資料の確認や編集や各種業務システムの仕様のため、ウインドウズを全庁的に使用していることは一定理解できます。しかしながら、オフィスソフトを含め、ウインドウズで業務基盤を固めることは、費用の高止まりにつながります。現在の業務システムの多くは、ウインドウズのアプリケーションとして動作するのではなく、ウェブブラウザ上で動作しており、ウインドウズでなくても可能な業務は多くなっていると思います。ウインドウズから脱却することも選択肢の1つではないでしょうか。

ドイツの地方自治体では3万台のパソコンをオープンソースのリナックスとオフィスソフトウェアに置き換えるとしております。また、日本においても舞鶴市において、全職員のパソコンをウインドウズ搭載からクロームブックに入れ替え、業務基盤をマイクロソフトオフィス環境からグーグルワークスペースに移行したという事例があります。その中では、約半数の職員がA I ア

シスタント、ジェミニを日常的に使用するなど、庁内のデジタル化が急速に進んでいるという事例があります。

今後、システムの標準化も控えており、さらなるクラウド化も進むと考えられますが、それでは、本市における今後の業務環境やパソコン調達についてどのように考えているのかお答えください。

○櫻井正信 IT推進課長

委員御紹介の舞鶴市の事例は把握してございます。御指摘のとおり、費用面ではウィンドウズ環境からグーグル環境へ移行する場合、ハード費用は下がる傾向にあります。また、現在多くの業務システムはウィンドウズ標準のブラウザ、マイクロソフトエッジで稼働しております。ただ、これは各業務システムの提供事業者からマイクロソフトエッジ指定で運用することを条件に運用サポートを受けているものが多くあります。ブラウザをグーグルクロームに変更して問題はないのかの検証の必要がございます。

また、グーグルの業務環境へ移行しますと、エクセルのマクロやアクセスが使えないといった既存システムとの互換性の問題や、クラウド依存のリスクへの対応の必要もございます。その他セキュリティー上の懸念点もございます。新庁舎移行を控える現在の庁舎でネットワーク環境の整備を行うには、費用面においても得策ではないと考えております。

今後、事業者への情報収集を積極的に行いまして、新庁舎ネットワーク環境構築の際には、グーグルでの業務基盤の構築につきまして、メリット、デメリットを整理し、細かな運用要件による部分もしっかり考慮した上で、選択肢の1つとして検討してまいります。

また、今後のパソコン調達につきまして、

令和9年度以降の調達では、新庁舎でも使用するパソコンの調達にもなりますので、調達実施までに仕様を固めてまいります。

○宇野真悟委員

数点指摘させていただきます。各業務システムについて、ウィンドウズ標準ブラウザのマイクロソフトエッジでの動作しか保証していないということですが、過去のレガシー環境をサポートするIEモードは、少なくとも令和11年までのサポートとなっており、今後のシステム更新時には、ウェブ標準の仕様とすることが必要で、結果としてほかのブラウザでも正常に動作するものとなります。

また、エクセルやアクセス、マクロなどはOSのバージョンアップとともに行われるオフィスソフトウェアのバージョンアップでも動作しなくなるおそれがあり、継続的なメンテナンスが行えない場合には、本市でも導入しているkintoneなどのウェブアプリに移行することが必要です。

そして、本市においては、GIGAスクール構想の児童生徒用端末としてクロームブックが既に配備されており、運用の実績もありますので、教育委員会に対して運用上の課題点などを確認するのも1つの手かと考えます。

最後に、ウィンドウズを前提とする環境は、使い慣れた環境であり、安心感もあると思いますが、ある種のベンダーロックインの一因であり、今後自治体においてもAIなどの活用が求められる中、新庁舎のネットワーク環境構築の際には、将来にわたって市民の皆様や職員の皆様が、その利便性や拡張性、安全性を享受できるような選択肢について御検討いただきますようお願いいたします。この質問を終わります。

続きまして、もう1点、一般会計決算書170ページ、171ページのふるさと寄附事業

についてお伺いいたします。

多くの議員からふるさと寄附に関する質問があり、それだけ本市においても課題があるということかと思えます。実際に昨年度もふるさと寄附額が減少したと聞いておりますが、原因については、何か分析できていますでしょうか。

○田中浩二企画課長

令和6年度の全体の寄附額についてでございますが、3億2867万6799円でございます。令和5年度の5億3660万8000円と比べますと、2億793万1201円減少してございます。

本市の主力返礼品でございますY o g i b oの減少額が2億1663万9000円でございますので、Y o g i b oの需要の減少による影響を大きく受けていると思われま。

なお、Y o g i b oの需要の減少に関しましては、家具などと同様の耐久消費財に近いものでございますので、毎年買い換えるものではございません。Y o g i b oの需要が落ち着いてきたため、少なくなってきたと考えてございます。

○宇野真悟委員

ふるさと寄附額減少の主な要因はY o g i b oの需要減少と分析しているということです。

市としても減少分を取り戻そうと努力していると思いますが、年々ふるさと納税に対する政府の締めつけが厳しくなっております。本年は10月にふるさと納税に対するポイント付与が禁止される予定となっております。また、昨年の決算常任委員会で指摘いたしましたが、事務費を寄附額の5割以内にするというルールに違反すると、ふるさと納税制度の対象外の自治体となってしまうため、やみくもに経費をかけるわけにはいきません。

本市では、寄附額増加を目指して広告掲

載などを行ったということですが、昨年度の広告宣伝は何を行ったのか、また、その成果、事務費などは法律の範囲内にとどまっているのかお答えください。

○田中浩二企画課長

昨年度の主要な広告宣伝につきましては、楽天R P P広告並びにふるさとチョイス自治体紹介枠を利用いたしました。

楽天R P P広告につきましては、楽天ふるさと納税のポータルサイトにおきまして、検索結果ページの上部にお礼品を表示させることができるものになります。ふるさとチョイス自治体紹介枠につきましては、ふるさとチョイスのトップページなどに自治体が紹介され、クリックいたしますと、特集ページに入っていくものでございます。

楽天R P P広告につきましては、広告費用183万1381円に対しまして、広告経由で、1881万6000円の御寄附を頂いております。ふるさとチョイス自治体紹介枠につきましては、広告費用154万円を使用いたしましたが、こちらにつきましては効果が測れない広告となっております。

なお、広告宣伝につきましては、返礼品を強調した広告が禁止されているという事情がございます。また、事務費につきましても法律の範囲内に収まってございます。

○宇野真悟委員

事務費は法律の範囲内に収まっていることを確認しました。一方で、広告については、返礼品の強調が禁止されているということです。

このような規制の厳しい情勢の中で、素人の考えではふるさと納税の増額を行うのは難しいように感じます。本市でも、ふるさと寄附の専門業者である中間事業者が実際の業務を行っているということですが、今回新たにプロポーザルで中間事業者を追加したということです。

それでは、以前からの中間事業者については、どのような契約で、いつから契約しているのでしょうか、お答えください。

○田中浩二企画課長

以前からの中間事業者につきましては、平成30年から随意契約で委託してございます。これはさとふるを含むポータルサイトを一括して管理することができる当該業務について、同社に限られていることから、業務の一括化を図り、効果的かつ効率的な業務遂行を行うために随意契約をしているものでございます。

○宇野真悟委員

今回の新しい中間事業者に関しては、プロポーザルによる選定でございますが、以前からの中間事業者に関しては、ポータルサイトを一括管理できる業務をできる企業がそこしかないため随意契約をしてきたということでした。

以前からの中間事業者についても、新たな中間事業者と共に切磋琢磨していただきたいと考えますが、今後、中間事業者については、定期的な見直しを行うつもりでしょうか、お答えください。

○田中浩二企画課長

4月から追加導入いたしました中間事業者につきましては、3年契約としてございます。今後とも、定期的に見直しを行う予定でございます。

また、以前からの中間事業者につきましても、寄附の受入額の状況などを鑑みまして、定期的に見直しの検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○宇野真悟委員

さきにも申し上げましたが、さとふる寄附について各自治体は、おのおの工夫を凝らして各自治体での増加を目指しておりますが、国は毎年制約を追加していきます。

岡山県吉備中央町が農地を耕作放棄地に

ならないように支払っていた支援金を、ふるさと寄附の調達経費とみなした上で、基準額を超過したとしてふるさと寄附制度の対象自治体から除外された例もございました。

目まぐるしく制度が変わる中、専門的見地を持った中間事業者の行動は重要となってきます。ぜひ、本市が契約している中間事業者についても、各社競い合っていたいて、より本市のさとふる寄附が魅力的なものとなりますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○岸田厚委員

私から、事務報告書の26ページ、27ページにあります人事課の職員研修・育成事業についてお尋ねいたします。

毎年、若手職員を中心に、行政課題実践研修が実施されています。事務報告書の27ページには、令和6年度の実績として6月から12月まで、29名の職員が参加し、12月20日の成果発表会には125名の職員が参加したと記載されています。

私も一昨年、そして今年とこの研修会の発表の場に参加させていただいて、職員の成果の中身を学ばせていただきました。各地に視察に行きいろんなことを学べるこの研修ですけれども、こういった中身ですけど、市政に生かすことがやはり求められるというふうに思うんですけれども、まず、この研修の位置づけについて教えてください。

○庄司野公也人事課長

行政課題実践研修は中核的な事務を担うようになる採用4年目から5年目までの職員を対象としており、参加者が主体的に考え、自主的に学ぶことで、問題解決能力と創造性を養い、政策形成能力を持つ職員の育成を図ることを目的としております。

グループで協議し、本市の課題に着目し、

その改善や解決につながる先進都市について学び、その考察や成果を発表するという一連の流れを学ぶことは、今後の様々な業務に生かされるものと考えております。

○岸田厚委員

参加者が主体的に考えて自主的に学ぶという研修の在り方はよく分かります。ただ、せっかく視察や考察を行うのであれば、やはり本市に生かせるようなものであればなおよいというふうに思います。これまでこの研修で発表された内容が、実際に実現したものがあればお教え願えますか。また、約半年もの長い間この研修が行われるわけですが、各職場においてはこの研修をどのように受け止めているのか、お教えください。

○庄司野公也人事課長

行政課題で取り上げられたテーマの一部を実際に反映した例としましては、RPAやChatGPTの導入のほか、市民サービスの向上として、窓口カウンターでのプライバシー保護のため席ごとにパーティションが設置された事例があります。試作品の竹でつくったパーティションも設置されています。

各職場の受け止め方についてですが、平成19年度より必須研修となっている本研修は、岸和田市職員として、若手職員が必ず受ける研修としての認識が広まっております。例年、報告会には部長から若手職員まで多数の職員が参加し、部下や同僚の発表を聞くだけではなく、業務に関係があるテーマについては、先進事例としてどのようなものがあるのかを情報収集する場の1つともなっております。

○岸田厚委員

実践に生かされたこともあるということで、この研修が本当に継続的に行われることと、あと、ぜひ継続してこの研修が行わ

れて、そしてまた実際この研修の中身が市の施策として位置づけられるような方向に持っていけるように、今後も努力していただきたいというふうに思います。この質問はこれで終わります。

次に、事務報告書30ページにあります人事・給与管理事業についてお尋ねいたします。

令和6年度の職員数が、ここに2051名というふうになっております。ただ、令和5年度より定年延長制度が始まりました。令和6年度は何人の職員が定年延長で働いたのか、また再任用職員となった人数と退職した人数も含めてお教え願います。また、令和7年度についても同様にお教え願います。

○庄司野公也人事課長

定年延長に係る人数につきましては、令和6年度は、対象者24名中21名が定年延長として働き、再任用職員はおらず、退職されたのは3名でした。令和7年度につきましては、対象者47名中28名が定年延長として働き、再任用職員が2名、退職されたのは17名でした。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、初年度、令和6年度は24名中21名が定年延長として残られたと。ただ、令和7年度については、47名中、残られた方が28名で、退職者が17名おられるということで、なかなかこの制度そのものの定着というのがどのようになるのか、移行期間のために大変、職員も迷っておられるのかなというふうに感じました。

定年延長として働く場合は、この2051名に含まれているんですけども、再任用短時間職員や会計年度任用職員などの非常勤の職員は含まれていないというふうに思います。再任用職員や会計年度任用職員の人

件費は各款の報酬や給与等に計上されていますけれども、定数の管理はどのように行っているのか、お答え願えますか。

○庄司野公也人事課長

再任用職員や会計年度任用職員につきましては、本市のほとんどの部署で任用しているため、正職員と同様、各課の業務実態や組織改編に応じた定数管理をしております。例年、夏から秋にかけて各課の要望をヒアリングし、正職員、再任用職員、会計年度任用職員などの配置人数を判断しております。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、定年延長を含め、あと再任用職員や会計年度任用職員も含めて各課が定数管理ということで行っているというふうにお示しがあったわけですが、今、定数上職員数は足りているのか、お示し願えますか。

○庄司野公也人事課長

正職員の欠員数になりますが、令和7年度当初で29名欠員となっております。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、定数上29名の欠員が出ているということです。

職員の採用についてですけれども、1つは、新たな制度として定年延長がつくられて、そのままの身分ではなく担当監ですかね、そういった形で部課長は変わられるということで、少し給料も減った形での延長になっていくということも含めて、今後、自分がどのような形で市の職員として残っていくのかという選択の幅がまた変わってくるのかなというふうにも思います。

やはり計画的に新規職員も採用しながら、今、定数で29名が不足しているというふうに言われているので、ぜひその辺も含めて計画的な採用をしていただきますよう要望して、この質問を終わります。

○高比良正明委員

それでは、決算書160ページ、法規事業について、非常勤職員報酬の支払い先と、この方が弁護士として勤務されているのかお示してください。

○左部太三総務管財課長

非常勤職員の報酬でございますが、こちらは総務管財課で所管しております、岸和田市行政不服審査会の委員3名及び審理員1名に対する報酬でございます。このうち、行政不服審査会委員2名と審理員1名が弁護士の資格を持たれている方でございます。

○高比良正明委員

私は以前からコンプライアンスについて包括的に担当する部署の設立を求めてきており、令和7年8月26日の本会議には2027年度より開始する旨答弁があったところです。コンプライアンス担当課を創設しても、職務を担う職員の能力が不足していれば、意味をなしません。創設に向けて、今からでもそれら3名の非常勤職員報酬を活用して、法規に強い職員養成を進めることはできないでしょうか。

○左部太三総務管財課長

現在、新規採用職員向けに人事課主催で法務研修を実施しているほか、おおさか市町村職員研修研究センター、マッセOSAKA主催で、法律研修等が実施される際には、法務の担当職員も参加する等、職員のスキルアップに努めているところでございます。

ただ、この非常勤職員の報酬の支出につきましては、あくまで行政不服審査会委員等に支出するものでございまして、それ以外の目的では今のところ考えておりません。職員全体として、法規に強い職員の養成を進めるとなりますと、別途職員の研修内容を検討していくことになるかと考えております。

○高比良正明委員

職員全体の話ということであれば、人事課で検討することになるというふうに考えますが、今 I T 推進課が実行しているように、職員に向けて各種のスキル研修を実施するのと同時に、I T 推進課に所属し、スキルを身につけた職員が他課に異動、転属されることで市役所全体のスキルアップを図ることを、現に法規担当等を担っている総務管財課の職員の皆さんから庁内全体にそのスキルを広げることを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○左部太三総務管財課長

現在の法務担当職員は弁護士資格を持たない職員が3名で担っている状況でございます。その業務のスキル習得にも数年かけて少しずつ知識と経験を重ねて得ているところでございまして、数回研修したら獲得できるものではございませんし、頻繁に人事異動ができるような人数構成でもございませんので、委員の御提案については、現状はなかなか難しいのかなと考えております。

○高比良正明委員

法務担当の現状については理解しました。しかしながら、繰り返しになりますが、コンプライアンス担当課をつくると答弁して、課ができるというのは確定しているわけですから、提案したような現に I T 推進課で行われているスキームを策定して、ぜひともすぐに市役所全体で始めてもらいたいと提案して、次の質問に移ります。

決算書168ページ、自治基本条例推進事業について、非常勤職員人件費が主たる支出となっていますが、人件費はどのようなことに使われているのでしょうか。

○田中浩二企画課長

非常勤職員報酬、人件費につきましてですが、これは第5期岸和田市自治基本条例

推進委員会の開催における委員報酬として支出してございます。この推進委員会は、岸和田市自治基本条例第33条にございます、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するために設置している附属機関でございます。

○高比良正明委員

岸和田市自治基本条例では、第11条市長の責務、第1項、市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。第10条議員の責務、第1項、議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。第3条基本原則、第1項第1号、市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること、第2号、市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと、第3号、市民は、市政への参画の機会が保障されることなど、不十分な項目が列挙されていますが、自治基本条例に基づくまちづくりや市政運営はできていると考えているのでしょうか。

○田中浩二企画課長

岸和田市自治基本条例は、平成17年8月に施行されましたが、条例の特徴といたしまして、条例の素案の段階から、市民が主体となって作成した条例という点がございます。その特徴からも分かるように、自治基本条例では、市民の市政への参画、情報共有や協働等についての基本的な考え方が示されておりますが、岸和田市自治基本条例推進委員会では5年を基準といたしまして、前回建議の取組状況などについても調査審議し、条例を見直し、建議を上げてございまして、その建議を庁内でも周知し、前文にあるように、常に安心していつまで

も住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会に近づけるよう努力しているところでございます。

○高比良正明委員

この条例を理念条例というふうに考えているのかもしれませんが、本市では施策成立当初は先進的であったり、立派なことを掲げていても、絵に描いた餅の施策が散見され、これもその1つと考えています。

これらを具現化するためにも岸和田市自治基本条例推進委員会はあるのですが、議事録を見ても、発言委員名が匿名となっていたり、発言自体も概要のようになっていたり、基本的には委員長による説明が主となっており、形骸化しているのではないかと感じる部分もあるので、議事録の改善と、もっと委員の発言を促し、条例と乖離している現実をもっと厳しく指摘する委員会となるよう指摘して、次の質問に移ります。

決算書172ページ、大阪・関西万博推進事業について、まず旅費の使途についてお示しください。

○田中浩二企画課長

旅費1万4500円の使途につきましてですが、一般社団法人夢洲新産業・都市創造機構の会議等への出席、万博会場への子ども無料招待コールセンターの現地確認のほか、関西国際空港の中で万博PRブースを設けて、そちらでの本市プロモーション実施に伴う出張ということになってございます。

なお、本市が参画する自治体催事、市町村が実施する万博会場への子ども招待事業に係る説明会につきましては、全てオンラインにて実施されたため、旅費の支出はございません。

○高比良正明委員

令和7年7月30日のカムチャツカ半島沖

地震での津波で注意喚起があったのは、津波到達時間後であったり、8月13日には地下鉄の停電で約3万人が万博会場の夢洲駅周辺に足止めされ、多くの人が会場で一夜を過ごしました。これは万博協会が取り残される人は最大15万人と試算していたにもかかわらず、何の手だても打っていなかったに等しいです。

自治体催事、子ども招待事業の説明会において避難計画は確認したのでしょうか。

○松本妙子委員長

高比良委員、これは市の事業ではないんですが。

○高比良正明委員

市の事業でなくても、このような事業に対しての会議に出席していますから、このときに命の安全を守るということは最優先されるというふうに考えていますし、こういった内容の話ができないということにはなっておらないはずですので。

○松本妙子委員長

運営のことは、岸和田市は関わっておらないので、先ほどの旅費の使途については、もう答弁いただいているんで、運営のことは質問できません。

○高比良正明委員

会議に行った話をしているんです。会議に行ったということをお話しされているわけですから、その中身についてももちろん質問するのは当然のことだと考えます。

○田中浩二企画課長

大阪・関西万博の主催者は、委員御承知のとおり、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会であります。会場のオペレーションに関することは、博覧会協会が役割を担うものと考えてございます。

一方、本市は参加者側の立場でございまして、同じく参加者側として、大阪府や万博首长連合が個別の事業推進を目的として

開催した説明会に出席したものでございます。

また、避難に関する計画に関しましては、令和5年12月に防災基本計画が策定されまして、その中で、避難・帰宅支援につきましては、別途避難計画等で定めるとされてございます。その後、令和6年9月に防災実施計画が策定されたことを把握まではしてございます。

○高比良正明委員

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会策定の2024年9月の防災実施計画を見ましたけれども、帰宅困難者については、168ページ、会場外一時滞在施設への移動として、会場内で一時滞在施設が確保できない場合には、会場外に確保した一時滞在施設へ来場者を移動させるとあるものの、それがどこかは具体的に記載がありません。仮にそれが東西エントランス広場や交通ターミナル、駐車場を指す場合、アスファルトでの野宿を指すこととなり、災害時の避難は公民館や体育館でなく校庭だというぐらいむちゃくちゃで、パビリオンや休憩所を開放して、飲料水の……。

○松本妙子委員長

高比良委員、先ほども申しましたが、運営に関しては、大阪府の事業なので、市は関わっておらないので、答弁できません。

○高比良正明委員

それであるならば、火山の中へツアーをするというような、そういったむちゃくちゃな提案をしてきても、ああ、そうですかと、岸和田の子供はぜひ火口の中へ突入いたしましょうというような、特攻隊みたいなことを許すのかとなるわけです。

○松本妙子委員長

これで止めてください。次の質問。

○高比良正明委員

ほな、最後にその辺のところははしります。つまり、具体的に言うのはもう避けますけども、むちゃくちゃで全く何も考えていなかったということです。今後は、自動的に負担金を出しておられますけども、そうではなくて、金を出すなら口も出すのだという姿勢を持って会議に挑めば、ほかの組織からも、岸和田市は侮れないとして対処してくれるでしょうし、それによって他市もまた救われる面があるかと考えますので、市民のために問題を指摘する参加者として会議に向かうよう要請して、次の質問に移ります。

決算書の174ページ、国際交流事業について質問します。

まず、2024年度に取り組んだ国際交流事業の内容や費用をお聞かせください。

また、姉妹都市締結を目指しているフランスのラ・ロシェル市との交流について、2024年度に実施した事業内容と、改めて、この都市とした理由をお聞かせください。

○田宮真理子文化国際課長

令和6年度の国際交流事業ですが、3都市の姉妹都市、友好都市との交流事業を実施いたしました。

受入れ事業としましては、上海市楊浦区から行政訪問団、アメリカ合衆国サウスサンフランシスコ市から15名の青少年の受入れ、また、K I X泉州国際マラソンへの参加としまして、サウスサンフランシスコ市と韓国ソウル特別市永登浦区からの選手を受入れいたしました。派遣事業としては、韓国永登浦区に文化視察団を、姉妹都市締結を目指しているフランス、ラ・ロシェル市には音楽を学んでいる青少年を派遣いたしました。

昨年度の国際交流事業に要した経費の内訳でございますが、上海市楊浦区の行政訪問団受入れには、1日で短時間の受入れで

あったために6500円、サウスサンフランシスコ市青少年海外受入事業は177万3041円、K I X 泉州国際マラソンランナー選手受入事業は131万9834円、永登浦区文化視察団派遣事業は15万8335円、ラ・ロシェル市との交流事業は326万9065円、その他として共通の事務経費となっております。

ラ・ロシェル市との交流については、令和6年12月に、相手都市に音楽を学んでいる青少年2名を派遣しております。現地では、ホームステイを体験しながら、ラ・ロシェル市の音楽学校でありますコンセルヴァトワールの教官の指導の下、現地の青少年たちと共に練習を重ねました。その練習の成果を現地のコンサート会場で多くの観客の前で演奏いたしまして、多くの拍手を頂戴しております。これらの経験は派遣生にとって大変貴重な経験と交流の機会になったものと考えております。

また、帰国後には報告コンサートを行いまして、定員を超える御来場者がいらっしやいました。

今年度、少し御説明いたしますが、4月末から5月頭にかけてラ・ロシェル市の訪問団を受入れしております。ラ・ロシェル市のコンセルヴァトワールに在籍しています生徒2名と前年度に派遣した2名は、大阪・関西万博と岸和田市内でのコンサートのために、万博会場では特にフランスのパビリオンの御協力の下に、本市のPRとともに、万博に来られている多くの方々の前で演奏を行いました。また、市内においても、市民の方々に御鑑賞いただいております。訪問団には、日本の文化や岸和田市の理解を深めていただく機会としております。

ラ・ロシェル市とのきっかけでございますが、一般財団法人自治体国際化協会C L A I Rから、日仏自治体交流会議の開催案内が到着したことをきっかけに、フランス

の都市との交流を図れないか検討するに至ったものでございますが、複数の候補の都市から在京都フランス総領事の御助言も頂きながら、C L A I Rを通じて協議を進めることになったものでございます。

○高比良正明委員

現在、本市と姉妹都市、友好都市は中華人民共和国2都市、韓国、アメリカにそれぞれ1都市の4都市があります。それら自治体との交流事業については、これまでの経緯もあり、継続するものと推測しますので、今後も充実を図るようお願いします。

一方、ラ・ロシェル市についても同様に姉妹都市締結を目指していると思いますが、その具体的な時期が決まっているのか、現在の進捗状況についてお尋ねします。

○田宮真理子文化国際課長

現在、両都市では、青少年による音楽交流事業を通じて相互交流が始まっております。相手都市からも、姉妹都市締結には前向きな御意見を頂いておることから、令和8年度には締結に向けての話が進んでいくと考えておりますが、現時点において具体的な日程等は決まっております。

引き続き、この音楽交流事業を充実させるとともに、相手都市との協議を図ってまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

ラ・ロシェル市の選定時、永野前市長はスペイン、アラブ、アフリカのまちを要望していたようで、談合による選定でなかったことは喜ぶべきかもしれません。

令和7年9月3日には北京で第二次世界大戦における日本の正式な降伏から80年の記念式典と軍事パレードが開かれ、中国の習近平国家主席、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領、北朝鮮の金正恩総書記がそろって顔を合わせ、世界をどよめかせました。

これら平和を脅かす独裁の枢軸に対抗して、佐野市長には、既に姉妹・友好都市である中国2自治体に加え、世界150か国以上と国交がある北朝鮮の平壤、また大阪市がサンクト・ペテルブルグ市と、舞鶴市がナホトカ市と姉妹都市提携をしているように、ロシアの自治体と姉妹・友好都市提携することで、市民レベルでの平和の外交を構築していただくよう提言して、次の質問に移ります。

決算書182ページ、地区市民協議会支援事業について。2024年8月29日の第3回定例会本会議の一般質問で、地区市民協議会の補助金審査について尋ね、補助金分だけではなく、事業全体の収支のチェックを行う必要があることを指摘したところ、市からは事業全体の領収書の添付を求めた上で、確認を行う旨の答弁がありました。

今回の決算ではその方法で補助金確定に係る審査が行われたと思いますが、その効果として使途が不適切と思われる支出はなかったのでしょうか。

○松田大樹自治振興課長

令和6年度の補助金確定の審査に当たしまして、地区市民協議会からは一旦、事業全体の領収書や収支報告を御提出いただき、その中から補助金確定に必要となる内容について確認を行う形で進めました。

対象経費として計上いただいているものが適切か、また、その総額が補助金としてお出した金額を上回っているかの審査を行いましたところ、不適切な支出はございませんでした。

○高比良正明委員

不適切と思われる支出がなかったのはよいことだと思っています。事業全体の収支報告の提出を市が呼びかけたことにより、監査のような形となって、飲食の領収書の添付が自粛されたとも地域より聞いており、

自浄作用が働いた結果ではないかと考えます。

今議会では罰則があるのに違法に財務状況を公開しない祭礼町会の話をしたましたが、本件についても引き続き確認を適切に行っていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

決算書184ページ、平和推進事業について、2024年度に実施した非核平和資料展について質問します。

まずは展示内容や展示の趣旨を教えてください。

○松田大樹自治振興課長

令和6年度の非核平和資料展は、テーマを「「特攻隊」～戦争と命の尊さについて考えてみませんか～」と題し、知覧特攻平和会館、万世特攻平和祈念館よりお借りした写真パネルをメインに展示しました。

過ちを繰り返さないために、私たちの日常や未来を守るためにどうすればいいか、市民一人一人ができることを考え、身近にいる人と話し合っていたきたいという思いで実施したものでございます。

○高比良正明委員

戦争を自分とは関係のないことではなく、市民一人一人が自分事と捉えることはとても大切だと私も考えていますが、自分事がキーワードであるなら、今まさに世界中の様々な地域で起こっている紛争や武力衝突を取り上げたほうが平和の尊さを身近に感じ、平和に対する関心が引き起こされるのではないのでしょうか。

80年以上前のことだけではなく、今起こっている紛争などについて、昨年度の非核平和資料展で取り上げたものはあるでしょうか。

○松田大樹自治振興課長

昨年度の非核平和資料展では、オープニング式典後の講演会におきまして、日本ウ

クライナ文化交流協会会長の小野元裕様をお招きし、ウクライナの現状と今後について御講演いただきました。

○高比良正明委員

ウクライナ情勢については、ある程度報道がなされており、市民もその情報に触れる機会がある一方、例えばガザ地区で現在起こっているイスラエルによる武力侵攻は、ネタニヤフイスラエル首相が収賄、背任、詐欺で国内から、戦争犯罪で国際刑事裁判所から逃れるための卑劣な考えから、子供や取材に入った記者まで餓死させるような惨劇となっているもので、こちらのほうが市が資料展で取り上げる必要性が高いのではないのでしょうか。

また、日本で唯一、日本人を殺害しても免罪されるほどの在日外国人特権を持つ沖縄県の米軍基地に関する内容も市が取り上げる必要があります。このような、今そこにある危機を市はどのように考えているのでしょうか。

○松田大樹自治振興課長

世界中で起こっている紛争や日本の現状などについて、市民自身が自分で調べたり考えたりすることは、平和の尊さを改めて認識することにつながると考えます。そのためのきっかけづくりとして、どのような展示が可能か調査研究してまいります。

○高比良正明委員

昨年の展示では私の助言を基に、図書館から関連する参考資料を借りて展示していただき、少し手法が変わったと感じています。しかし、その歩みをはるかに超える勢いで世界は戦争へと向かっています。今後とも展示を御覧になった市民が会場を出た後にすぐ忘れるような遠い世界の話ではなく、今自分に降りかかっている出来事だと感じ、考え、行動にまでつながる気持ちを惹起する展示になるよう私も協力し続ける

こととして、次の質問に移ります。

決算書186ページ、男女共同参画事業について伺います。

備品購入費として9万6867円を支出していますが、市民が図書を利用することができる男女共同参画センターの図書コーナーで、図書は何冊購入しているのでしょうか。

○今橋章吾人権・男女共同参画課長

図書は20冊購入しております。

○高比良正明委員

では、男女共同参画センターにある図書の冊数と利用状況について教えてください。

○今橋章吾人権・男女共同参画課長

男女共同参画センターにおける図書の冊数は、令和7年3月末現在で1941冊です。また、令和6年度の利用状況については、1年間で63冊の図書の貸出しがありました。

○高比良正明委員

全体の冊数に対して63冊の貸出しでは利用者数が少ないように感じますが、いかがでしょうか。

○今橋章吾人権・男女共同参画課長

男女共同参画センターにある図書は、図書館のように様々なジャンルのものがあるわけではなく、男女共同参画に関する内容のものとなるので、男女共同参画に特に関心や興味がある方の利用に限られる傾向にあると思われます。

また、図書の利用に関しては、男女共同参画センターの利用者が図書コーナーで本を読んでいる光景を見かけることも少なく、その場合の利用者数はカウントしていませんが、図書を利用している人数としては、貸出し数よりも多くなると考えられます。

男女共同参画に関する理解を深めていただく上で、図書を利用する方が増えることは望ましいことだと考えています。

○高比良正明委員

私も、貸出しよりそこへ行って本を読むということはあるわけですが、市立図書館よりも男女共同参画に関する様々な本に特化して購入しているのですから、もっと市民の利用を増やしていただきたいと考えますが、広報等はどのようになっているのでしょうか。

○今橋章吾人権・男女共同参画課長

図書の利用や貸出しについての情報をホームページに掲載するとともに、男女共同参画センターの情報誌クレアシオンにおいて、センターで開催する講座の案内や男女共同参画に関するトピックなどと併せ、新たに購入した図書に関する情報を掲載し、これを男女共同参画センターだけでなく、市役所受付や各市民センター及び地区公民館、図書館などに配布しております。

今後も多くの市民に図書を利用してもらえるよう情報発信に努めていきます。

○高比良正明委員

本市は今でも地域ボスが幅を利かせていますが、以前はそのなれの果てが市議会議員となっていました。私の当選とともにそれらは放逐された部分がありますが、政策討論会でジェンダーについて何年にもわたって候補となりながら、一度もテーマとして採用されたことがないように、まだまだ社会的弱者の人権などが議員の視野に入っているとも言い難い状況にありますので、市民にないものねだりをしても申し訳ない部分もありますが、ふだんから、また催事があるときなどを利用して図書のアピールを怠りなく行ってくださいとお願いして、次の質問に移ります。

決算書の204ページ、個人番号カード等管理事業について質問します。

報酬予算が、648万1000円で支出済額が325万9000円余りとなっていますが、減額の原因はどのようなもののでしょうか。

○吉井俊司市民課長

この予算は、当該事業に係る会計年度任用職員の報酬となりますが、予算上は年間トータルで3名分の報酬を計上しており、任用登録されている非常勤6名を任用し、シフト勤務による体制で対応する予定でした。

ですが、任用登録されている方も少なく、適材適所の配置とならず、結果的に欠員となったことが要因でございます。

○高比良正明委員

欠員は、賃金等待遇の悪さに起因するものではないかと予想しますが、当該事業に係る会計年度任用職員の時給単価は幾らでしょうか。また、どのように算出されたもののでしょうか。

○吉井俊司市民課長

当該事業の会計年度任用職員の時給単価は、事務職、事務補助の職として庁内で統一されているもので、当初予算の時給単価は1147円で積算しております。

会計年度任用職員の報酬額は、職員の給料表を基にした給料表を用いて算出しており、人事院勧告等により水準が変動いたします。令和6年度の決算としましては、年度中に給料表の改正がございましたので、結果的には時給単価が1297円となっております。

○高比良正明委員

2024年10月1日以後、大阪府の最低賃金は1114円で、答弁の金額はそれと同等の水準となっています。魅力のある就職先として本市が選ばれるためには、職場環境や業務内容などもあるでしょうが、やはり時給単価が高ければ応募も多くなると考えます。

政府は最低賃金を1500円まで引き上げるとしていますし、本件は補助業務といえども、個人番号カードの窓口と最も市民が訪れる市民課窓口は隣接していますので、市

民課を訪ねて来られる市民に対しても、外国籍の方へも丁寧に案内されている姿を目にしますので、単純な作業ではなく、応対スキルが必要な仕事ですから、現在の賃金は安過ぎると言わざるを得ません。

今回の実態を踏まえて、人材確保のために、時給単価の見直しを関係各課と共に再考していただくよう要望して、次の質問に移ります。

決算書206ページ、選挙常時啓発事業について。本市では、主権者教育として小学校などで模擬投票などを行っているようですが、全国的には、現実の選挙に近い手法を取り入れて、様々な主権者教育を行っているところがあります。本市でも例えば模擬投票の際に、実際の選挙公報を活用して模擬投票を行うことは可能でしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

現在、主権者教育として行っております模擬投票は、主に小学校の高学年を対象にしたものとなっております。実際には、最初に選挙制度の歴史的なものを学んでもらった上で、模擬投票を行ってもらっておりますが、学校の決められた時間内ということもありまして、市議会議員の選挙公報を利用するとすると、立候補者が数多く、授業の時間内に読んだ上で理解することが難しいことや、あと立候補者に関係する生徒がいた場合、いじめやからかいの対象となる可能性もあり控えておりますが、大阪府知事選挙や、あと他市等の市長選挙であれば、学校側に依頼することも可能かと思われます。

また、高校につきましては、大阪府選挙管理委員会が主催で、久米田高校において模擬投票を行っております。あと、和泉高校では、学校自体で選挙管理委員会の投票

箱や記載台を使用して模擬投票を行っておりますので、その際に、実際の選挙公報を利用して模擬投票を行うことも1つの方法として学校側と協議してみたいと思います。

○高比良正明委員

実際の選挙と同じ選挙公報などを用いて、どのように考えて投票するかを体験的に学ばねば、主権者教育とは言えないと考えますので、ぜひ過去の選挙で使用した選挙公報を使用して、生徒の選択と実際の選挙結果を比較して考える、生きた主権者教育を提言します。

次に、決算書208ページ、210ページ、市議会議員選挙事業、市長選挙事業より伺います。

昨年9月10日の決算常任委員会で、私が次の市議会議員選挙の選挙公営については、選挙公営に要した費用を全て市のホームページで公開するよう依頼しており、選挙管理委員会も、市議会議員選挙の立候補予定者説明会で、選挙公営に要した費用をホームページで公開すると説明し、実際に公開しております。

今回、選挙公営にかかった費用を公開すると言った上での前回の選挙公営費用と今回の選挙公営費用では、公費の削減効果があったのでしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

選挙公営につきましては、前回行われました令和5年と令和7年の市議会議員選挙の選挙公営費用を比べてみますと、令和5年の選挙では、33名の立候補者がおり、選挙公営費用は全体で1666万5133円です。そして、令和7年の選挙では、29名の立候補者がおり、選挙公営費用は全体で1318万4961円です。

これを立候補者1人当たりの選挙公営費

用として見てみますと、令和5年では、1人当たり約50万5004円で、令和7年では1人当たり約45万4653円となっており、1人当たり5万351円安くなっております。

○高比良正明委員

選挙カーのガソリン代や運転手代などを請求しない項目も散見され、効率のよい単価設定かどうか不明となったりしていますが、選挙自体が市議で2年、市長で1年も前倒しで、不必要な選挙であったので、ざっと150万円ほど安くなったのは少しでも節約できたかなと感じております。

次に、点字の選挙公報の発行状況についてお伺いします。視覚障害者にとって点字の選挙公報は大切な情報ですが、作成状況について部数も含めてお答えください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

点字の選挙公報につきましては、国の選挙であったり大阪府の選挙の場合は、大阪府から送付しており、市の選挙の場合は市で作成し送付しております。現在は、希望する9名に送付しております。

また、音声の選挙公報をCDにして、50名ほどにも送付させていただいております。

○高比良正明委員

2023年度末の本市における視覚障害者数は495人であり、配付の59名は少なく感じます。

それでは、新たに点字や音声による選挙公報を必要とされる方に対しては、案内や募集をしているのでしょうか。市民全般に対して、できるだけ多くの人にこういったものがあるということを認識してもらう必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

新たに希望される方のために、常に選挙きしわだに、希望者は選挙管理委員会にお申出くださいとの案内を掲載しております。また、今後は市のホームページにも掲載させていただき、できるだけ多くの方に知ってもらえるようにしたいと考えております。

○高比良正明委員

再度申し上げますが、495分の59人では約12%の方にしか選挙公報が届いていないとも言えますので、さらなる広報をよろしくをお願いします。

次に、2023年6月20日及び2024年12月10日の中岡議員の提案により、昨秋の衆議院議員選挙から新たな投票済証を使用していますが、昨年度行われたそれぞれの選挙で何枚作成し、何枚配布されたかと、投票済証が投票率に貢献しているのかを伺います。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

昨年の衆議院議員選挙では5000枚作成させていただき、市議会議員選挙では6000枚、そして市長選挙でも6000枚作成しております。

そして、各投票所に配布しておりますが、そこで何枚お持ち帰りされたかはちょっと計算まではしておりませんが、令和6年度の衆議院議員選挙の前までの選挙では、ほぼ使用されることなく、投票済証が返ってきておりましたが、前回の衆議院選挙の際には、各投票所に約50枚ずつ配布しておりましたが、5か所ほどの投票所から途中で投票済証が足りなくなったということの連絡があり、追加で持って行ったということもあります。

また、その後の市議会議員選挙及び市長選挙でも、数か所の投票所から足りなくなったので持って来てほしいとの連絡があり、多くの方がお持ち帰りするようになってい

るようには感じております。ただ、それが投票率に結びついているかどうかということは判断しにくい状況でございます。

○高比良正明委員

投票済証をもらう人が増えているということで、その好評さに比例して、多くて50%の投票率をもっと伸びてほしいところです。

今後は投票率の低い若い方にも興味を持ってもらえるようなデザインの投票済証も検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

選挙管理委員会といたしましても、若い世代の投票率の低さについては課題であると考えております。そこで、若い人にも興味を持ってもらえるような投票済証の作成についても、今後、調査研究してまいりたいと思います。

○高比良正明委員

今年5月10日のTBS系列で放送した報道特集では、NHKから国民を守る党から出馬した候補者が、ポスター代は上限額ぎりぎりまで公費請求して、ネット選挙株式会社という自分たちの組織でポスターをつくっているのを見て、別の印刷会社に丸投げしていると証言しており、言葉どおり、福井完樹市議候補がポスター代、ビラ、選挙カーを同社に依頼し、ポスターは上限額49万7810円のところ47万5365円、ビラ、レンタカーはそれぞれ上限額の3万920円、11万2700円を請求していました。

これは以前、自分の経営する法人名義の車をレンタカーとして候補者の自分に貸し、上限額を請求していた元市議らの行為を私が止めさせたのと同じ構図に見えます。

なお、ポスター最高額は大嶋千代治市議

候補が大阪市東成区の株式会社中島弘文堂印刷所に依頼した49万7810円、レンタカーは、立花孝志N国党代表も応援していた永野紗代市議候補及び永野耕平市長候補の上限額で、いずれも東京都大田区の株式会社鈴木商事より借りていたものでした。

ちなみに、以前、永野市長候補は株式会社日産レンタリース阪南より上限額で借りていましたが、同社は私の追及によって株式会社トヨタレンタリースと同じく選挙カーのみの特別高額な料金を一般車両と同額に改定しています。

参考に私のポスター代は、磯上町の有限会社宏正印刷の8万3750円、レンタカーは個人から借り3万5000円、これと比べるとそれぞれ約5.9倍、約3.2倍でした。これだけの大きな金額の乖離と遠距離から車を借りてきたことに対する説明責任が各候補にはあるところですが、永野市議ですらその不可解な請求額に対する説明を行っておらず、市民からの住民監査請求が待たれるところです。

また、本市ではローズバスなど多岐にわたる市に関するもののデザインを産業高校に依頼しており、投票済証についても好評であったパンダなど、若者向けのデザインのさらなる考案を提案して、私の質問を終わります。

○友永修委員

決算書184ページ及び事務報告書53ページの平和推進事業について伺います。

予算182万5000円に対して、決算額が約159万5000円と記載されております。その内容の主な事業は、「被爆地・ヒロシマへの平和バス」事業、非核平和資料展開催事業、子ども平和映画会開催事業、巡回平和パネル展開催事業、ピースネット事業などと事務報告書に記載されております。

これら事業の主目的は、核兵器の脅威や

戦争の悲惨さなどを通して、平和の大切さ、尊さを広く市民に訴えかけ、再認識していただくための取組かと思えます。主目的の対応は相違ないでしょうか、まずはお示しください。

○松田大樹自治振興課長

委員御発言のとおり、平和推進事業における取組は、いずれも戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを再認識いただく機会を提供することを目的としております。

○友永修委員

市民に平和の大切さ、尊さを再認識いただくための事業であるとのことであります。非常に重要な取組と考えております。

また、これらの事業は長い歴史があります。平和バス事業は1990年開始で36年目、非核平和資料展は1988年開始で38年目、子ども平和映画会は2003年開始で23年目、巡回平和パネル展は1995年開始で31年目、ピースネット事業は2012年開始で14年目であります。ピースネット事業の14年と子ども平和映画会の23年以外の事業については、30年を超える取組であります。これまで関係されてきた方々には本当に感謝申し上げたいと思えます。

さて、申し上げた事業の中の1つ、ピースネット事業ではありますが、対象が小学生であり、ネット会議システムを活用し、被爆体験講話の聴講を含めた平和学習プログラムであります。これは本市教育委員会が行っている平和学習とかぶるのではないかと考えますが、まず、この事業をなぜ自治振興課が担当しているのか、その経緯等も含めてお示しをお願いします。

○松田大樹自治振興課長

ピースネットの取組については、当課が中心となり、2012年に開始したものでございます。開始以来、小学校にて授業の時間

を活用して実施いただいております、平和学習の側面がございますが、当課は平和事業全体を広く推進する役割を担っておりますので、現在も主体的に関わりを持って進めております。

○友永修委員

ピースネット事業について、その経緯についてお示しいただきましたが、対象者が小学生で小学校の授業の時間を利用しているとのことでした。であるならば、この事業については、教育委員会主導の平和教育の中で行っていただくほうがよいのかと考えますので、今後は協議の場を持っていただき、その方向で進めていただくよう求めておきます。

さて、先ほど申し上げました平和バス事業は1990年開始で36年目、非核平和資料展は1988年開始で38年目、子ども平和映画会は2003年開始で23年目、巡回平和パネル展は1995年開始で31年目と長い歴史を築かれ、市民に平和についての再認識を目的に取組を継続してきていただいております。本当に感謝であります。

また、その評価であります。事業評価シートを拝見しますと、令和5年度、令和6年度と続いて評価は5であり、達成できたと記されております。すばらしいことだと思います。

そこで、そのことを踏まえて、戦後80年を節目に、市民への平和再認識の継続ではなく、これからは新たな取組で構成された平和推進事業に変えるべきではないでしょうか。今、平和への取組で重要となってきたことが継承であります。戦後80年となり、実際に戦地を体験してこられた方々やその御遺族の方々も少なくなりつつあり、広島や長崎をはじめ、全国で語り部と言われる方々が減少しており、戦争の記憶が風化するのではないかと危惧もされておしま

す。

昭和から平成、令和と時代は変わってきております。人類が希求する平和への心は変わらず、世代を超えて継承されなければなりません。

そこで、例えばであります、市内小中学生や産業高校、また市内在住の高校生、そして新成人など、若い方々を中心としたメンバーとともに、地区市民協議会の人権部会の方々等のメンバーで構成するなど、次世代の方々に視点を置き、平和継承の目的に取り組む事業へと変革していくことがこれからは必要と考えますが、見解をお示してください。

○松田大樹自治振興課長

平和推進事業には長い期間実施している取組が多くございますが、内容について少しずつ改善を図っており、市としてそれぞれの必要性を判断したため続けてきたものでございます。しかし一方で、委員御指摘のとおり、時代に合わせた取組を行っていく必要性も感じております。

戦後80年が経過し、戦争を知らない世代が9割を超えたと言われております。この時代に必要な取組を行うことができるよう、頂いた御意見を踏まえ、平和事業全般を見直してまいります。

○友永修委員

戦後80年が経過し、戦争を知らない世代が9割を超えたと言われておりますとの大事な視点を踏まえた答弁を頂きました。当然のことながら、戦争の悲惨さを伝えることは大切であります。だからこそ、次世代に平和とは何か、なぜ平和が大切なのか、平和へと歩むためにはどの視点を持っていたらいい取組、そして、若い世代がそのような事業に関わる中で、その主体者となっていける展開が必要ではないかと考えます。

先ほどの答弁に、この時代に必要な取組

を行うことができるよう、頂いた御意見を踏まえ、平和事業全般を見直してまいりますとの御答弁を頂きました。

岸和田の平和推進事業が新たな若い方々を中心としたメンバーで新たなステージを迎えることに大いに期待して、この質問を終わります。ありがとうございます。

○松本妙子委員長

暫時休憩します。

○松本妙子委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

人件費及び2款総務費の質疑を続行します。

○小西拓模委員

事務報告書10ページの大学等地域連携事業についてお聞きいたします。

本市と関西大学が連携協定を締結するに至った経緯をお示ください。

○田中浩二企画課長

関西大学との協定につきましては、2022年、令和4年に本市が市制施行100周年、関西大学が大学昇格100年という双方にとって記念すべき年を迎えたことがきっかけとなり、地域と大学の活性化を目的としまして、2023年、令和5年2月8日に締結したものでございます。

この協定に基づきまして、2023年度、令和5年度から、関西大学の外国語学部との連携によりまして、本市の課題の1つでございます若年層や外国人観光客への情報発信強化に取り組むプロジェクトをスタートいたしました。

○小西拓模委員

昨年度の取組はどのような有益性があったのかお示ください。

○田中浩二企画課長

昨年度は、学生による企画立案、実地活動を取り入れたゼミ活動を通じまして、若年層や外国人観光客が本市を訪れるきっかけづくりの役割を果たす観光ウェブサイトの作成に取り組みました。

本取組の有益性につきましては、まず1つ目、関西大学の学生が主体となり、若い世代の視点から本市の魅力を掘り起こし、情報発信を行うことで、従来の観光情報ではリーチしにくかった層へのアプローチができた点。2つ目といたしまして、学生が制作した観光ウェブサイトやSNSを通じ

まして、飲食店や観光スポット、歴史情緒あふれる本市の魅力を柔軟に発信することで、本市の認知度向上に貢献した点。3つ目といたしまして、外国語学部の強みを生かしまして、直訳では外国人に伝わりにくい意味合いを補足した形で翻訳することで、外国人にも正しく理解される内容となった点が挙げられます。

なお、SNSでの情報発信の成果といたしましては、今年1月12日時点で、インスタグラムのフォロワー数が508人、ティックトックのフォロワー数が658人、年齢層は18歳から24歳までの割合が多く、ティックトックにおきましては、合計動画視聴数が17万回超えとなったとの報告を受けてございます。

○小西拓模委員

関西大学と連携することで本市が不得意としてきた若年層や外国人観光客への情報発信について成果が出ているということは大変喜ばしいことです。その上で要望といたしまして、岸和田市には祭りがあり、今週末には多くの観光客が訪れます。そうした機会を生かし、配布物を配ったり、QRコードが入った掲示物の掲載をするなどして、QRコードから学生が作ったサイトやSNSに飛べたりと、形にとらわれない多様な方法での情報発信を行っていただきたいなど要望といたしまして、次の質問へ移ります。

事務報告書12ページ、広域行政事業の事務の流れと課題についてです。

広域連携の必要性や広域連携する際の流れについて質問いたします。

○田中浩二企画課長

高齢化や人口減少が進む社会におきまして、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、行政サービスを単独の市町村だけで提供するので

はなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体の連携により提供することを柔軟かつ積極的に進めていく必要がございます。

広域連携の流れはいろいろございますけれども、一例としまして、事前協議として複数市町村で構成される勉強会等によりまして、広域連携を検討する内容を協議し、広域連携の手法、スケジュールや負担金等について合意形成を図ります。それが決定した後、議決や大阪府からの許可など、手法によって法定上必要な手続を進めていくことになります。

○小西拓模委員

広域連携の課題について教えていただけますでしょうか。

○田中浩二企画課長

課題についてでございますが、広域連携を図る自治体それぞれにメリットがやはりある必要がございます。人口や財政状況、地理的条件などの違いがあるため、幾つか共通の課題を持っている自治体であっても、自治体ごとに優先度や事情が異なり、連携内容について合意するのに時間を要する場合がございます。

また、各自治体の財政的な負担割合の調整であったり、一時的な業務の増大なども課題として考えられます。

○小西拓模委員

広域連携する際の想定業務やふさわしい業務については、ありますでしょうか。

○田中浩二企画課長

広域連携にふさわしい業務でございますが、先ほどの答弁でもあったように、構成する自治体によって違いがございます。実例としましては、相談業務であったり、公共施設の老朽化への対応や、施設維持に係る委託業務など、広域連携に取り組んでいる事例は様々ございます。本市におきまし

ても、様々な広域連携をしてございまして、直近では、高石市との事務委託であったり、岸和田市忠岡町消防指令事務協議会設置などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、本市の行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供できるよう、新たな広域連携を研究することに加えまして、既に実施している取組を拡大、発展させるなど、今後の広域的な自治体経営につながるよう研究してまいりたいと考えてございます。

○小西拓模委員

複数の市町村で構成される広域連携におきましては、先ほどのお話にもあったとおり、お互いそれぞれのメリットが見いだせなければ意味が薄れてしまうという課題がございます。したがって、定期的な話合いや勉強会の場を設けることにより、本市の行政サービスが安定的かつ効率的に行えるよう、今後も研究と取組を進めていただきたいということで、次の質問に移ります。

事務報告書18ページのシティセールス推進事業についてです。

子育て世代イメージアップ事業「きしいく」について、インフルエンサーを活用した情報発信における1発信当たりの目標数と実際の数値との差について教えていただけますでしょうか。

○乾太郎広報広聴課長

本事業の実施に当たりましては、インフルエンサーにおいて30回程度のインスタグラムによる情報発信を行い、合計17万6000人へのリーチ、これは投稿を閲覧した実人数のことでございますが、こちらを達成指標としておりました。

また、その結果につきましては、3名のインフルエンサーにおいて、33回の情報発信を行い、合計27万5031人へのリーチを達成いたしました。

○小西拓槇委員

インフルエンサーを活用した情報発信に要した費用並びに目的及び効果について教えてください。

○乾太郎広報広聴課長

まず、本事業に要する費用につきましては、契約締結時の見積りによりますと、税抜で60万円でございます。

次に、目的につきましては、子育て世代である20代から40代までの本市に対するイメージの向上を図ることとございます。また、効果につきましては、本年2月に本市以外の府内在住者1000人を対象とした令和6年度岸和田市シティセールス活動に関するアンケート調査を実施し、本事業の認知度を測定しましたところ、20代から30代までを中心として、全体の3.5%の方が本事業を知っていることが分かりました。

なお、本市が実施した何らかのシティセールス関連の取組を知っている人の約半数が、本市のイメージがとてもよくなった、またはよくなったと回答しておりますことから、本市のイメージ向上に関して一定の効果があったものと考えております。

○小西拓槇委員

PRブースの出展に関して、目的及び費用について教えてください。

○乾太郎広報広聴課長

PRブース出展の目的につきましては、本市の魅力を知っていただくため、各種PR冊子を配布することにより、本市のイメージ向上を図るものとございます。

また、費用につきましては、専用の手提げ袋に複数のPR冊子を入れて配布しておりますが、1セット当たり約130円でございます。なお、令和6年度の配布数は合計472セットでございますので、これに要した費用は約6万1360円でございます。

○小西拓槇委員

ブース出展の際にPR冊子等の配布を行ったことですが、その誘導先としてLP、ランディングページを開設し、そのページへの流入数を測定するなどの効果検証は行っていますか。また、LPの開設を行っている場合、ABテストを採用するなど、広告内容のパフォーマンス向上のための取組は行っていますでしょうか。

○乾太郎広報広聴課長

これまでのところランディングページの開設は行っておりません。また、流入数の計測やABテストなども実施しておりません。

今後、より効果的に本市のイメージ向上を図るため、ランディングページの整備やABテスト等の実施について調査検討してまいりたいと考えております。

○小西拓槇委員

インフルエンサー施策においては単なるリーチ数だけが事業の指数ではないと考えますので、エンゲージメント率や属性別の反応などを定量化する新たな実績の評価指数、KPIを設定して、施策の効果を多角的に把握できる体制を整備していただきたいと思っております。

また、PRブース等で配布する冊子やチラシにQRコードや専用URLを付与し、ランディングページへの流入数や、その他、ページの滞在時間、資料請求率などを定量的に計測できる環境を構築していただきたいと思います。

また、LPやSNS投稿においてABテスト、文字ベースがいいのか、画像ベースがいいのか、また映像ベースがいいのか、キャッチコピーの組合せはどちらがいいのかなど、これらを実施し、パフォーマンスを分析、比較する仕組みをつくっていただき、1コンバージョン当たりのコストも把握できるような取組を推進してください。

また、そういったことをPDCAサイクルを回して、次回施策の企画改善に反映してください。

また、先ほども関西大学との地域連携事業でも要望したんですが、祭り等で観光客が多数訪れる機会を生かし、玄関口となる岸和田駅等々で情報発信を行ってみるとか、そういった手法についても積極的に研究して、若年層や外国人観光客への訴求力をさらに高めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

決算書156ページ、人事管理費のうちの職員研修・育成事業につきまして3点お伺いいたします。

まず、事務報告書26ページに記載している、人事課主催研修のア基本研修に、メンター制度説明会とありますが、このメンター制度とは具体的にどのような制度なのか御説明をお願いいたします。

○庄司野公也人事課長

メンター制度は、平成22年度より実施しております新規採用職員の育成支援制度です。職場内で指導役となる先輩職員をメンターとし、マンツーマンで業務指導や職場適応支援を行います。

新規採用職員は毎月の自己目標を設定し、日々の行動を記録した報告書を作成します。メンターは週ごとに報告書を確認し、目標の達成度の評価と助言を行います。報告書は月末に担当長と所属長を経由して人事課へ提出され、組織的、継続的な育成体制を整えています。

○小西拓模委員

近年、人間関係が希薄になりがちの中で、マンツーマンの指導は新規採用職員にとって非常に有意義なものだと感じます。一方で、市役所業務の多様化、複雑化、人員不足などの状況を踏まえると、従来の運用では、メンター側の負担が大きくなるのでは

ないかと懸念いたします。現状の課題認識と対応について具体的にお教えてください。

○庄司野公也人事課長

委員御指摘のとおり、メンターは自身の業務と並行して指導や評価を行うため、負担が大きくなる傾向があります。特に同一職員が連続してメンターを務めるケースも見受けられました。

負担軽減策として、従来は紙媒体で報告書を提出してもらっていましたが、昨年度よりワード形式での作成とメールでの提出を可能としました。今後も制度の継続のため、改善に努めていきたいと考えております。

○小西拓模委員

メンター制度の継続と同時に指導者の負担軽減にも配慮いただいたと思います。

次に、事務報告書27ページのウ特別研修の防災研修についてお伺いいたします。

災害の頻発化に伴い、職員の防災意識向上は喫緊の課題です。直近ではどのような内容の研修を実施されたのか具体的にお聞かせください。

○庄司野公也人事課長

防災研修は、職員の防災意識向上を目的に実施しております。令和4年度は、大阪府北部地震の対応経験を持つ自治体職員を招き、当時の状況についてお話しいただきました。令和5年度は、東日本大震災の対応経験者にお話しいただきました。令和6年度は、能登半島地震に本市から派遣された職員11名にそれぞれの体験を話していただきました。

いずれも実地体験に基づく内容であり、共感してもらうことで意識醸成を図っております。

○小西拓模委員

災害対応における自治体職員の役割は今後さらに重要性を増すと考えます。引き続

き、多様な災害に対応できる研修の充実をお願いいたします。

最後に、事務報告書28ページ、メンタルヘルス研修についてお伺いいたします。

近年、メンタル不調による休職者が増加傾向にあり、人材確保が困難な中での損失は大きいと考えます。職場環境の改善に向け、どのような研修を実施されているのか、お聞かせください。

○庄司野公也人事課長

メンタルヘルス研修は、上司向けのラインケア研修と職員向けのセルフケア研修に分けて実施しております。ラインケア研修では、部下の不調の兆候の把握や声かけの方法を学び、新任課長と新任担当部長を対象に毎年実施しております。セルフケア研修では、ストレスの認識と対処方法を学び、採用から半年後及び5年後までの職員に対して実施しています。

その時々に応じた内容の研修を実施し、職員の心身の健康維持に努めております。

○小西拓模委員

職員が心身ともに健やかであることは市民生活の安定に直結する重要な要素です。メンター制度や各種研修を通じて職員が成長することは、岸和田市の危機対応力や行政サービスの質の向上にもつながると考えます。今後も時代の変化に即した効果的な研修を積極的に取り入れ、人材育成に力を注いでいただくよう要望し、この質問を終えさせていただきます。

事務報告書42ページ、行財政改革課、広告収入促進事業について質問いたします。

本市の財政基盤は脆弱で、これまで財政危機を繰り返してきた経緯もありますので、市として最大限財源確保に向けて努力すべきだと考えます。

そこで、広告収入促進事業についてお尋ねいたします。事務報告書において、ネー

ミングライツ事業の実績について示されていますが、まず、この取組の目的と導入対象施設について御説明ください。

○滝石裕行財政改革課長

ネーミングライツ事業ですけれども、こちらは民間事業者により市有施設の愛称を命名する権利を売却することによって、施設の維持管理費等に使用する財源を確保することを目的とする事業でございます。

導入対象施設についてですが、愛称をつけることにより市民に混乱や誤解を招く可能性がある施設や、地域に密着した施設など、対象とすることがない一部の施設を除いて全ての市有施設を対象としております。

また、このうち、知名度、集客性、それからメディアへの露出度等の観点から、愛称の広告宣伝効果が高く、市が対価として得られる収入の金額も大きい7つの施設を重点対象施設として位置づけて、取組を強化しているところでございます。

○小西拓模委員

次に、これまでのネーミングライツ事業の取組状況について御説明をお願いいたします。

○滝石裕行財政改革課長

現在本市が推進しているネーミングライツ事業ですけれども、こちらは平成26年度に創設された制度です。制度創設後、成約の実績がない状況が数年続きましたので、平成30年度以降、事業者募集や選定手続、それから広報、周知の強化に取り組んでまいりました。

その後、令和元年度の岸和田競輪場の愛称の売却を皮切りに、順次導入施設を拡大しておりまして、現時点で7つの重点対象施設のうち5つの施設について契約しており、年間で総額約740万円の収入を得ているところでございます。

○小西拓禎委員

ネーミングライツの売却によって得られる収入は本市の財政規模全体から見れば決して多額とは言えませんが、市政の運営が市民の貴重な税金によって支えられていることを踏まえると、限られた財源の中でも、行政として可能な手段を惜しまず講じていく姿勢が求められると考えます。

その意味でもネーミングライツ事業は、民間資金の活用によって、公共施設の維持運営に寄与する有効な取組であり、財源確保の一助として今後さらに推進すべき施策であると認識しております。

引き続き、企業との連携強化を含め、事業の拡充と実効性の向上に向けて積極的に取り組んでいただくよう要望申し上げ、私の質問を終えます。

○京西且哲委員

まず1点目、職員安全衛生事業についてお尋ねいたします。

この事業の中で実施している職員のストレスチェックの内容について、まず説明してください。

○庄司野公也人事課長

ストレスチェックは労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的として、平成27年に労働安全衛生法が改正され、義務化されました。それを受けまして、本市は平成28年度よりストレスチェックを実施しております。

ストレスチェックの内容ですが、部課長から担当員までの全職員に加え、再任用職員や任期付職員、そして1年以上の雇用が見込まれる会計年度任用職員を対象に、毎年9月に実施しております。パソコン端末がない職場もあるため、紙のチェックシートを対象者全員に配布し、57問の質問に回答してもらっています。回答用紙は内容が分からないように、専用封筒に封入しても

らい、人事課経由で実施業者へ提出します。直近3年間のチェックシートの提出率は、いずれも95%以上となっております。

○京西且哲委員

こういうストレスチェックをしているというのも初めて知ったんですが、七、八年経過している中で、もう少し詳しく知りたいのは、封入したまま業者にチェックをお願いして、その後、そのストレスの度合いを本人にフィードバックするということなんですけど、その後はどういう形で、対応というか、職員のケアというのにつなげていくのか、そこを教えてください。

○庄司野公也人事課長

ストレスチェックの結果報告書には、ストレスの原因、因子やストレスによる心身への反応、周囲のサポート情報に加え、総合評価とアドバイスが記載されています。ストレスチェック自体は職員に自分のストレスについての気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるものとなっているため、事業主や担当者はその個人の結果を知ることはできず、直接、何らかの対応をすることはできません。

そこで、高ストレスに該当した職員には、本市の産業医の面談の受診を案内するとともに、また産業医の面談ではハードルが高過ぎるという方もおられますので、そのハードルを下げるため、補足的面談として匿名でかつ市外で受けることができるカウンセリングの受診の案内も一緒に行っております。自身のメンタルヘルスの不調を相談する場所をつくることで、少しでも職員のストレスが低減されるような取組を行っております。

また、個人が特定できないように部署ごとに分析結果をつくり、毎年、岸和田市職員安全衛生委員会にて報告しております。所属長や産業医から、ストレスチェックの

分析結果の開示の依頼があった場合は、提供して職場の環境改善のための資料としてもらっています。

○京西且哲委員

このチェックシートを、私も先日頂いたんですが、かなりの項目があって、専門家が質問項目というものを作っておられるのだと思いますが、なかなかこれでどうストレスのチェックができるのか、もちろん素人なんで分からないですけど、1つは、あなたの仕事について伺いますという項目の中で、私の部署と他の部署と馬が合わないとか、こんなん書いているんですけど、プロが見ると、こういうところのチェックも含めて何らかの反応が分かるのかなと思いますけども。

それと、最近1か月間のあなたの状態について伺いますとか、この中では、要は1か月間の状態の中で活気が湧いてくるとか、元気がいっぱいだとか、生き生きするとかという冒頭には前向きな設問があって、あとは、いらいらするとか、ひどく疲れてへとへとだとか、こういう項目が並ぶんです。

最後には、あなたの周りの方々について伺いますということで、気軽に話ができる方が周辺にいますかとか、困ったときに頼りになる方がいますかとか、個人的な問題を相談したらどれぐらいの方が聞いてくれますかとか、そういった設問ですね。

先ほどの小西委員の質問の中であったように、それを聞く上司、あるいは管理職への研修もされているということなんで、これがうまく一定の効果を上げれば、職員が安心した職場になるのかなと思います、特に若手の職員に離職者が多い、これがなかなか止まらないという状態の中で、こういうチェックをしながらケアをしていくということなんですけども、今後もこれを使いながら、職員のケアというものをこれで

十分いけるかどうか。この辺の判断というか、検討も1回したほうがいいのかと思うんですけども、その点はいかがですか。

○庄司野公也人事課長

委員おっしゃるとおり、ストレスチェックで全ての状況を把握するというのはなかなか難しいかと考えております。ですので、あくまで1つの方法という形でこちらとしては認識しておりまして、それ以外にも、時間外勤務の多さとその方の健康診断の結果、ありとあらゆる情報を参考にしつつ、その職員がストレスとかがかかってないか、そしてその対策方法は何かないかというのを探っていきたいと考えております。

○京西且哲委員

なかなか難しいというか、それぞれ個人個人のストレスの持ち方は違うと思いますし、ちょっと1つ聞きたいのは産業医への相談というか、そこへのつながりですね、紹介。これは実際、事例としては何件かやったり発生しているんですか。

○庄司野公也人事課長

このストレスチェックから産業医につなげた面談の人数といいますと、令和4年度は7人、令和5年度は4人、令和6年度は9人になっております。それ以外でも、時間外勤務が多い職員や本人から申出があった場合なども、産業医の面談につないでおります。

○京西且哲委員

いろんな方法で職員を守っていただきたいと思いますし、やはり日々の業務の中で、上司が気づいていただいて、職場の改善、あるいは職場の雰囲気をつくり上げていただけるようにしていただきたいと思います。

これは事業評価シートの人事課による自己評価から拾い出しをしたんですが、この事業について令和6年度の効果としては、

所管課は、少し近づいたという評価を御自身でされているようですけれども、しかし、現実にはやっぱり離職者が多い、増えているということを考えれば、この辺の評価の仕方もうそうですし、今後の対応の仕方も是非やっぱり、現状改善が十分できていない中なので、しっかりともっと考えてほしいと思います。

いろんな専門家がいらっしゃると思うんで、いろんな人の意見を聞きながら、やっぱりいろんな手だてを使って、職員の皆さんのストレスチェックなり、悩み事は聞ける雰囲気システムをつくってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、企画課管理事務事業についてお尋ねしますが、これだけでは何のことを聞か分からんと思うんで、これも通常事業評価シートの中から拾い出しをさせていただきました。

その中に、本庁舎跡地活用検討事業というのがあります。これは表に出てないんですが、企画課とも話させていただいて、大体の説明を受けているんですが、明確に事業化している事業なんで、表に出しておいてほしかったと思います。

それで、このシートの中には、第1回現庁舎跡地活用検討会議を開催したということが実績として書かれております。

まず、この検討委員会の組織の構成、目的、これらの点を教えてください。

○田中浩二企画課長

まず、新庁舎が完成しまして、機能が移転した後に、現庁舎の解体とともに、次の活用の事業実施が入っていくものと考えてございまして、その時点をめどに考え方をまとめるべく、体制づくりを行うことについてまずは庁内の検討委員会で確認されたところでございます。

それを受けまして、会議の目的といたし

ましては、新庁舎完成後、庁舎移転後の現庁舎の跡地並びに駐車場跡地につきまして、総合計画をはじめとする各種計画と整合性を図りつつ、今後のまちづくりに向けた有効的な活用方法を関係課と協議、検討するということが目的として、会議を開催させていただいたんですけれども、会議の構成といいますか関係課として、第1回の会議につきましては、昨年度、令和7年1月29日に会議を開催させていただいたんですが、そこに参加した関係課といたしましては、総務管財課、庁舎建設準備課、人事課、環境保全課、観光課、都市計画課、建設指導課、交通まちづくり課、公共建築マネジメント課、水とみどり課、現公園緑地課、それから経営管理課、学校適正配置推進課、郷土文化課、図書館、そして企画課が参加して、開催したところでございます。

○京西且哲委員

このメンバー、関係課というのは固定なんでしょうか。

○田中浩二企画課長

一旦会議する前に、関係する部署、関係されると思われる部署ということで照会をかけさせていただきまして、まず手を挙げていただいたところ、それからまた企画課が出ていただきたいところというようところで、第1回目は一旦、今先ほど申し上げた課に集まっていただいて、開催させていただきました。

ただ、今後開催するに当たりましては、その会議の話す内容の目的によって、関係課が変わることもございますでしょうし、先ほど申し上げた課の中から、抜ける課もあれば、増える課も出てくるのかなとは考えているところでございます。

○京西且哲委員

出席の職員というのは、これも固定なんですか、その都度変わるんですか。

○田中浩二企画課長

基本的には、継続して話合いの場を持っていきたいと考えておりますので、変わらないようにしたいとは思っているんですけども、やはりその会議の内容によっては、参加いただく課、参加いただかなくても大丈夫な課ということで出てくるとは思っておりますので、ただ、情報共有はしていきたいとは思っております。

○京西且哲委員

目的は漠然と分かっているんでしょうけど、多分まだ明確な、具体的に何をいつどう決めていくとか、何の結論を出していくとか、決まってないですね。どうもそんな感じがします。これ、総合計画の位置づけとさっきおっしゃいました。各計画ということもおっしゃいました。

私が気になるのは、以前から棚上げされているというか、全然動いていない岸和田城周辺地区都市再生整備計画との整合性。お城周辺であるということで、庁舎の移転の問題が具体的にないということで、この計画自体がずっと先送りされて来ています。お城に関わるいろんな事業も、これが決まらないんで何も手がつけられないということずっと来ているんですね。

やはり、総合計画はもちろんベースなんですけど、城周辺整備計画をまだ生かしていくのか、それか、全く新しい視点というか、一からスタートを切ろうとするのか、ここの話合いというのはまずしておくべきかなと思うんですけども、ここの話というのは第1回会議がスタートするときに整理はされているんですか。

○田中浩二企画課長

現時点で跡地活用を検討するに当たりまして、やはりこの跡地だけではなくて城周辺も含めまして考える必要があるだろうということでは考えているところです。

当該エリアでの法的規制であったり、各種計画による位置づけや意向、また文化財としての取扱い等の確認を行うため、総合計画をはじめとする各課所管の計画やビジョン、また関係する法令や条例等を今整理しているところでございます。それによりまして、跡地活用としてできること、できないことをまず整理してまいりたいと考えてございます。

先ほど委員おっしゃっていただいた岸城周辺整備計画の辺りについてまでは、ちょっとまだ踏み込めていないというところでございます。

○京西且哲委員

ぜひ踏み込んでくださいよ。でないと、既にその計画自体も止まったままで、消えてはないんですよ。そのときにも、城周辺をどういう形に位置づけをしていくか、にぎわいをつくるとか書いてありますよ。だから、それも含めて、新しい計画というか、この跡地活用で城周辺をどうしていくかということを考えるのであれば、ちょっと1回そこの検討もしないと、いかんのかなと思うし。城周辺整備計画をつくったのはもう10年ぐらい前かな。もう時代も変わっているし、いろんな意味で法規制も変わってきているし、だからきちっとちゃんと整理してほしいというのが一番の思いですし、新庁舎の建設についても一定スケジュールが出ていますし、この跡地活用についても、スケジュールを大まかというか大体の流れを考えることもできるところまで一応来ているんで、そこは早く整理して、何をするにしても、前から言うように、市長をはじめトップセールスで、誘致しなければならない部分も出てくれば、一定の時間にかかるし、その方向性によって、まちづくりの姿も変わるし、そこをしっかりとやってほしいと思います。

冒頭に言いましたように、構成メンバーも、関係課に手を挙げて来てくれとか、ここに来てほしいから来てくれとかっていうやり方ではなくて、やっぱり全課が1回寄って、いろんな意見を集約した上で、企画課が取りまとめるのであれば、方向性もちゃんと整理しながら、きちっとした会議を分野ごとにまとめるとか、ぜひやっていただきたいと思います。

これは、第2回は次いつやるんですか。

○田中浩二企画課長

今のところ予定はないのですが、今年度中には開催したいと考えてございます。

○京西且哲委員

そんなんあきませんで。やっぱりスタートした限りは、今年度で何と何を整理するとか、特に法的なこととか規制の部分は調べたら分かることなんで、できること、できないことの整理はやっぱりスケジュール感を持ってやっていかないと、本当に2回目は分からんって、こんな話ないですよ。

やっぱり2回目を決めて、その2回目までにそれぞれの課には何を調べてきてくれとか、何を整理してくれとか、こういう意向を課内、部内で整理して持ってきてくれるという形にしないと、そんなん、ただ集まっているだけで、何も答え出えへんと思いますよ。だから、そこだけちゃんと、もう1回しっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

○南加代子委員

事務報告書157ページの芸術文化普及事業について質問させていただきます。

誰もが心豊かにという下で、文化事業というのは展開されていると思います。その企画の立案というのは、職員の皆さんだけでなく、事業に関わる方々、そして市民の方々も関わって進められていると認識はしております。

令和6年度において、文化事業の企画立案には具体的にどのような方々が関わって、どういうふうな役割を担っておられたのでしょうか。あわせて、新規に取り組んだ事業があればお聞かせください。

さらには、障害のある方や若い世代、子育て中の方など多様な市民の声を企画に生かすための仕組みや工夫があるのかどうかもお聞かせください。

○田宮真理子文化国際課長

芸術文化普及事業では、文化会館を中心に市民参加型のマドカ合唱祭、子供対象のワークショップ、公募展のある市展、市民の皆様の日頃の成果を発表する場であります岸和田市文化祭、そして自泉会館を活用した事業や次代を育成する事業等を実施しております。

事業を企画立案するには、委員御指摘のとおり、事業の内容に応じて関係者や市民の方々にも関わって企画するものもございます。例えば合唱祭の場合ですが、参加団体の代表者から成る会議体で共に当該年度の企画立案から関わっていただき、かつ本番当日も、全参加団体が運営に参加しております。また、自泉会館で実施する事業の場合も、芸術文化に関わっている方と市民から成る会議体での議論を経た事業内容となっております。

これらの場合、事務局と市民の皆様が一緒になって事業の企画立案から運営まで双方が協議する中で、役割を明確にし、分担し合うことはございます。

令和6年度の新規でございますが、文化創造ビジョン・岸和田の重点目標であります、子どもたちが文化・芸術にふれ、創造性や感性を育むに向けた事業として、新たに2事業実施いたしました。1つは、インクルーシブコンサートと、小学校へのアウトリーチ事業でございます。

次に、多様な市民のお声を企画に生かすための取組としましては、アンケートを行っております。寄せられた御意見については、次回の企画立案に生かすようにしております。

○南加代子委員

今、新たな事業も聞かせていただいた上で、改めて確認させていただきます。

特に障害のある方や聴覚に障害のある方など、文化活動への参加に工夫や配慮が必要な市民の皆さんが、事業の企画段階から関わられるような仕組みがあるのでしょうか。

また、令和6年度に実施したインクルーシブコンサートの内容や効果、今後の方向性などもお聞かせください。

○田宮真理子文化国際課長

現在、障害のある方や、聴覚に障害がある方などが、事業の企画段階から関わっていく仕組みはございません。

インクルーシブコンサートでございますが、配慮が必要な子供と保護者を対象にしたもので、これは当課の立案企画によるものでございます。岸和田市音楽団による演奏で、参加者数は67名と多くはございませんでしたが、コンサートの様子では、声を出しても、席を立って動いても可とした公演で、子供たちは全身で感動や喜びを表す様子が見られまして、保護者や施設職員からも非常に良かったとのお声を頂戴しております。今年度は154人の参加となります。

アンケートでは次回もぜひ参加したいとの御意見のほか、選曲や開演時間帯などの御要望も頂いておりますので、次回の企画に参考にさせていただきます。より充実し継続していきたいと考えております。

○南加代子委員

このインクルーシブコンサートの実施は、文化芸術の可能性、これは一人一人の可能性を広げる貴重な一歩であったと思います。

参加された方々の反応からもその意義が本当に感じられました。今後は、当事者の声を企画に反映できるような仕組みづくりを進めていただいて、文化事業の根っこにある思いを具体的な形で広げていただくことを期待しておきます。

次に、文化国際課は、市民が芸術文化に触れる機会を届ける役割を担っており、その活動は大きな意味を持っていると思っております。一方で、こうした魅力的な事業が、参加者以外の市民には十分に知られていない面もあるように思っております。

そこで、令和6年度の実施において、事業の周知や広報はどのように行われてきたのか、また、今後より多くの市民にこの事業の魅力を届け、参加や鑑賞の機会を広げていくためには、どのような工夫や改善策を検討されているのかお聞かせください。

○田宮真理子文化国際課長

事業の周知でございますが、主に広報きしわだやホームページ、チラシ、ポスターの配架を軸に、民間の情報誌等を活用することもございます。また、事業によりますが、文化祭事業では、町会の回覧板の御協力、関係団体のSNSによる周知を依頼すること、また市民参加型の場合ですと、市民の皆様にも周知に御協力いただいております。

今後もこれらのツールを活用するとともに、例えば浪切ホール、自泉会館の指定管理者とも協力しながら、より事業の周知に努めていきたいと考えております。

○南加代子委員

芸術文化普及事業というのは参加者の満足度も高いと思っております。ただ、その魅力が十分に市民に伝わっていない面もあるように本当に感じています。様々な広報はしていただいていると思いますけれども、工夫が必要だと思います。

参加者が体験を発信できる仕掛けとして、市民レポーター制度の導入を提案しておきます。また、SNSを活用した双方向の情報発信などを検討いただきたいとも思っております。あわせて、より多くの市民が芸術文化に触れる機会の創出に引き続き力を注いでください。

続いて、事業の成果をどのように把握されているのかについて伺います。実施された事業の中で、参加者数や満足度、事業後の反響など、具体的な事業効果をどのように評価されているのでしょうか。また、その評価結果が、次年度の企画や改善にどのように生かされているのか、今後の取組方針も含めてお聞かせください。

○田宮真理子文化国際課長

芸術文化普及事業でございますが、毎年度、文化創造ビジョン・岸和田に基づきまして、評価を行っております。

まず1つ目ですが、来場者の満足度、2つ目が入場率、3つ目としまして事業実施者としての意見、この3項目を4段階評価した上で、合わせて総合評価しております。

これら評価の結果を各種文化芸術団体の代表者や学識経験者、公募市民から構成されます岸和田市文化振興審議会において、評価に対する審議を頂くとともに、御意見を頂戴しております。これらを今後の方針に生かすようにしております。

○南加代子委員

最後ですが、文化事業は来場者の満足度などで評価されておりますが、その結果が市民にどう伝わって、改善に生かされているかが見えづらい印象だと思います。令和6年度の通常事業評価シートでも、市民参加型事業のさらなる充実が課題とされております。

例えば、これを提案しておきます。事業ごとに市民モニターを募ることもいいので

はないかと思います。参加者の目線で評価コメントを集める仕組みを導入することができると思います。そして、そのような取組を導入されながら、事業の質をさらに高めていただきたいということを要望しておきます。

あわせて、改善内容を市民に分かりやすく伝える工夫も必要です。文化事業が参加して終わりではなく、参加したからこそ次につながるものとなるよう、評価の活用を丁寧に進め直していただきたいと思います。

また、委託事業ですが、小学校へのアウトリーチ事業が市内の24校に展開され、子供たちが芸術に触れる貴重な機会となったことを大変評価しております。今後は、これに加えて逆のアウトリーチの視点も取り入れ、舞台裏の仕事や音響、照明など、文化芸術を支える側の体験を通じて、表現の多様性を学ぶ機会とともに、職業体験としての役割にも寄与するのではないかと考えております。

特に、岸和田市手話言語条例の理念の下、健聴者と聴覚に障害のある方が共に文化芸術を楽しめるインクルーシブな事業の展開も推進してください。

冒頭の答弁に、市民アンケートを実施され、企画立案の参考にしているとありました。今後は、より多くの皆さんのニーズに对应できるように、この文化芸術事業は大変に貴重やと思っておりますので、たくさんの方が文化事業に携わっていける、そして文化事業を鑑賞できる、そのような体制づくりをこれからもお願いして、質問を終わります。

○屋馬光一委員

事務報告書12ページ、総合教育会議運営事業について質問いたします。

開催数が1回であり、非常に少ないと感じます。1回しか開催しなかった理由を教

えてください。

○田中浩二企画課長

総合教育会議は、市長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政の推進を図るための協議調整の場でございます。総合教育会議において協議すべき事項には、教育大綱の策定に関すること、重点的に講ずべき施策が定められており、本市におきましては、近年、教育大綱策定年度には5回程度、それ以外の年度につきましては2回程度実施してございます。

令和6年度、昨年度におきましては、令和7年1月に第2回目の会議を開催する予定でございましたが、選挙の予定が入りましたこと等もございまして、会議の開催が困難となり、一旦延期と判断したものの、そのまま年度内の実施がかなわなかったという状況でございます。

○屋馬光一委員

選挙でできなかったということがよく分かりました。次の質問に行かせていただきます。

事務報告書21ページ、庁舎等管理事業についてお伺いします。

新館3階空調工事を実施しておりますが、工事の内容についてお示ください。

○左部太三総務管財課長

こちらの工事については、庁舎新館3階におきまして、空調の室内機、ファンコイルユニット9台を既設のものから新しいものに更新したものでございます。

○屋馬光一委員

工事内容について説明いただきましたが、工事を行った新館3階では、空調機を更新した効果が出ていないように感じます。その点については、どう考えていますか。

○左部太三総務管財課長

こちらの工事は、他の施設で同様の工事

を実施しましたところ、冷房の効果が改善した事例がありましたので、同じく新館3階でも冷房効果の改善ができるものと見込んでおりました。

しかしながら、施工した空調機が、市役所庁舎全体に冷水を循環させて、おのこの室内機から冷風を引き出す仕組みでございますけれども、新館3階などは、循環水を冷却する装置がある旧館の地下から距離的に遠く、また昨年よりもさらに気温が高い状況で、建物自体がかなり熱せられている状態で、十分な効果が発揮できていない状況でございます。また、地下の冷却装置自体の劣化も進んでいることも原因の1つと考えられます。

○屋馬光一委員

効果の出ない原因をいろいろと聞かせていただきましたが、実際のところ、新館3階は執務するには劣悪な状況であると感じています。また、市役所の職員からも複数の場所で、暑くて仕事に集中できないとの声を聞きます。これらについては、どうお考えでしょうか。

○左部太三総務管財課長

委員御指摘のとおり、総務管財課にも複数の部署から、暑くて業務に集中できないとの意見が寄せられております。市役所の本庁舎は何分老朽化している建物でございまして、不具合が各所に現れておりますけれども、また移転も予定されているところではございまして、コストをかける内容についていろいろと精査は必要でございますけれども、快適な職場環境を保てるよう改善策を考えてまいりたいと考えております。

○屋馬光一委員

今年の夏は本当に暑く、その暑さがまだまだ続くようですが、暑いとなかなか業務に集中できません。

答弁にあったように、移転が前提の建物

にコストをかけることはよくよく考えねばなりません、来年以降も酷暑が待ち受けている可能性が高いと思いますので、少しでも改善していただいて、幸せな気分で業務に励むことができるよう要望して、次の質問に移ります。

事務報告書23ページ、庁舎建替庁内検討委員会について質問いたします。委員は市民説明会へも参加すべきではないでしょうか。

○西田淳一庁舎建設準備課長

庁舎建替庁内検討委員会は、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程に基づく政策の調整、政策決定会議のための専門委員会の1つです。この委員会につきましては、全部長が委員となっておりまして、政策原案に対する課題点などのチェックを行っているものでございます。

なお、政策の原案策定につきましては、主担の部課の所管でございます。したがって、庁舎建設の基本計画に関する原案を策定するために、市民の御意見等を頂くための市民説明会の出席につきましては、主担部長及び主担課が出席し、市民に説明し、また御意見をもらっているところでございます。

○屋馬光一委員

では、庁舎建替庁内検討委員会に市民の意見など、伝わっているのでしょうか。また、庁舎建替庁内検討委員会の議論は公表されているのでしょうか。

○西田淳一庁舎建設準備課長

市民説明会で頂いた御意見につきましては、庁舎建替庁内検討委員会委員に御報告を行ってございます。また、庁舎建替庁内検討委員会の会議内容につきましては、庁舎建設準備課のホームページで、委員会開催後に適宜公表してございます。

○屋馬光一委員

これからも案内していただくようよろしくお願いして、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書41ページ、指定管理者制度管理事業について質問いたします。

令和6年10月に開催された令和6年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会において、福祉総合センターの指定管理者候補地の選定に関して審議されていますが、この会議を非公開にした理由について説明してください。

○滝石裕行財政改革課長

御指摘の会議は、福祉総合センターの指定管理者候補者の提案に係るプレゼンテーション及び選定に関する審議のために開催したものでございます。指定管理者審査委員会の会議のうち、指定管理者候補者のプレゼンテーション及び選定に関するものにつきましては、福祉総合センターに関するものに限らず、全て非公開とさせていただいております。

これは、法人等の経営に関するノウハウや内部管理に関する情報等が公開されることにより、事業活動に不利益を及ぼす可能性があること等の理由によるものです。

○屋馬光一委員

全て非公開ということが分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

事務報告書41ページ、行財政改革事業についてお聞きます。

令和6年度に外部有識者で構成される岸和田市行財政改革検討委員会を3回開催していますが、この委員会の委員に公募市民委員が含まれていません。その理由を説明してください。

○滝石裕行財政改革課長

岸和田市行財政改革検討委員会ですけど

も、こちらは岸和田市新行財政改革プランに掲げる各取組の今後の進め方について、それぞれの取組に関する課題の詳細な分析を踏まえて、専門的、客観的な見地から御意見を頂くために、市長の附属機関として設置したものです。

令和5年9月に委員会を設置して以降、約1年半にわたる調査研究と審議を経て、令和7年3月に提言書を取りまとめて提出していただいております。

この委員会の委員に公募市民を加えなかった理由についてですが、審議事項に各行政分野における具体的な施策や組織経営に関する専門的な内容が含まれることから、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第3条第1項第3号に基づき、外部有識者のみで構成する委員会とすることが妥当であると判断させていただいたものです。

○屋馬光一委員

専門的な内容が含まれるということから、公開していないということがよく分かりました。次の質問に移ります。

事務報告書42ページ、広告収入促進事業についてお尋ねいたします。

事務報告書によると、広告収入促進事業の一環として、市の施設に置く玄関マットを企業等から無償で提供してもらう代わりに、広告を掲載させる事業を行っており、その実績として8施設に計11枚の玄関マットが設置されているということですが、玄関マットに大きく企業名が掲載されていることに抵抗を感じる市民もいるようです。

市が設置するとしても、それほど大きな財源を必要とするものではないと思われますので、企業からの無償提供をやめて、市費で設置するか、無償提供を受けるとしても、大きく企業名を載せることを禁止してはどうでしょうか。

○滝石裕行財政改革課長

市政の運営に要する費用は、貴重な市民の税負担等によって支えられていますので、市としても、税外収入など市民負担を伴わない財源の確保や行政経費の節減に最大限努力すべきものと考えています。

このような認識の下で、玄関マットに係る広告事業は、御指摘のとおり大きな財政効果があるものではございませんが、行政経費を節減する方策の1つとして引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

玄関マットに掲載している広告の内容について御指摘いただきましたが、岸和田市広告収入事業実施要綱第5条において、広告掲載しない広告の基準を具体的に列記しており、法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、市としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの等については、広告掲載しないことを定めております。

御指摘の玄関マットの広告内容については、当該基準に照らして問題がないものと判断させていただいたところです。今後も、当該実施要綱に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○屋馬光一委員

続きまして、事務報告書34ページ、IT推進課について質問いたします。

基幹系システム改修に伴う予算は、担当課が所管し、システム改修の際は、その予算の分任を受けて、IT推進課が契約事務を行っていると思います。

本市では、システムのソフトウェアの新規導入や改修を民間に外注しており、これに多額の費用がかかっています。これらのソフトウェアを外注して調達した場合、本市の資産として何も残りません。

そこでシステムのソフトウェアを内製化し、本市の資産とすべきと考えますが、これについての御見解をお示してください。

○櫻井正信 IT推進課長

以前、基幹系システムをホストコンピューターで運用していた際は、小規模の改修は職員で行っていましたが、それは本市独自で開発したシステムを専門職の職員で運用保守しておりましたため可能でございました。

様々な業務における度重なる法改正、介護保険制度や後期高齢者医療制度等の新制度ができたことによりまして、次第に職員で対応することが困難となりまして、現在は多くの自治体と同様に、システム事業者から調達したパッケージシステムを使用した運用となっております。このパッケージシステムの著作権はシステム事業者が所有しておりまして、職員でシステム改修をすることは、著作権の関係からも、専門性の観点からも困難です。

今、御答弁いたしました大規模なシステム以外の比較的簡単な仕様のものにつきましては、担当課からIT推進課に相談があった際、外注ありきではなく、LOGOフォームやkintoneといったノーコード・ローコードツールで対応できるかどうかをまず検討するように進めております。

担当課が要望する仕様につきまして、ツールでの対応が可能と判断できましたものは、原則として担当課が作成し、IT推進課はそれを支援する形で対応しております。この部分におきましては、一定程度内製化できていると考えております。

ツールでの対応が不可能な場合は、担当課がシステム事業者から調達する形になっております。

○屋馬光一委員

一定程度内製化できている部分があるとのことでした。

続いて質問します。システムの調達を行った後、契約締結の際に、契約期間を満了すれば、市の資産にすることの文言を入れ

れば、以後、市の資産としてシステムを使い続けられると思いますが、そういったことは可能ですか。

○櫻井正信 IT推進課長

システムの契約締結の際に、契約期間を満了すれば市の資産にすることの文言を入れるとなりますと、その著作権も譲渡してもらうことになると考えます。そうしますと、契約金額そのものがかなり高額になることが考えられます。

また、そのシステムの利用環境、つまり庁舎内に設置しているサーバーやあるいはクラウド環境を市で構築する必要が出てまいります。加えて、システムの使用以外にシステムそのもののメンテナンスが発生してまいります。これらに対応できる体制の構築が必要となりまして、困難です。

市の資産といった観点では、先ほどのLOGOフォームやkintoneといったノーコード・ローコードツールで作成したものは、ツールの契約を締結している間、継続して使用が可能となっております。

また、これは他市で作成したものから複製して作成したり、逆に、本市が作成したものを他市へ提供したりといったことも現在行っております。

今後も職員のデジタル人材育成とともに、さらなるノーコード・ローコードツールの活用を行ってまいります。

○屋馬光一委員

今後とも頑張っていただけるようよろしくお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、人件費及び2款総務費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

○松本妙子委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、3款民生費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○山本隆彦福祉部長

3款民生費につきまして御説明申し上げます。決算書216ページ、217ページをお願いいたします。

3款民生費は、予算現額523億525万1000円に対しまして、支出済額は488億3588万6750円で、継続費通次繰越が1億1516万9685円、繰越明許費が1億1013万9559円ございましたので、不用額は32億4405万5006円となっております。

218ページ、219ページをお願いいたします。1項社会福祉費は、予算現額202億850万2000円に対しまして、支出済額は185億4169万5263円で、繰越明許費が1億1013万9559円ございましたので、不用額は15億5666万7178円となっております。

主なものといたしましては、事業別区分欄、上から2つ目、後期高齢者医療広域連合負担事業に8797万余円の支出で、これは後期高齢者医療広域連合の事務費など、共通経費についての市負担分でございます。

220ページ、221ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から3つ目、福祉総合センター指定管理事業に5895万円の支出で、福祉総合センターの管理運営に要した人件費、光熱水費、保守管理などの指定管理業務に係る経費でございます。

その1つ下、社会福祉協議会支援事業に4884万円の支出で、岸和田市社会福祉協議会の運営及び事業を支援するための事業補助などの経費でございます。

一番下、コミュニティソーシャルワーカー事業に4300万余円の支出で、市内11か所へのコミュニティソーシャルワーカー配置に伴う委託料でございます。

222ページ、223ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目、事業者・法人指定指導事業に420万余円の支出で、これは本市を含む5市1町で共同処理しております介護・障害福祉サービス事業者、社会福祉法人、児童福祉施設などの指定認可や指導、システム更新などに要した経費でございます。

224ページ、225ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、定額減税補足給付金支給事業に14億6117万余円の支出で、これはデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、納税者に定額減税を行い、その際、定額減税し切れないと見込まれる方に対して給付金を支給する事業に要した経費でございます。

226ページ、227ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目、特別障害者手当等支給事業に1億4477万余円の支出で、これは重度の障害が重複する障害者児などに対する手当を支給したものでございます。

228ページ、229ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目、障害者歯科診療事業に796万余円の支出で、これは障害者児が市内で安心して歯科診療を受けるための事業でございます。

事業別区分欄、下から2つ目、自立支援・介護給付費等事業に66億4345万余円の支出で、これは障害者総合支援法に基づく居宅介護や施設入所支援などの障害福祉サービス給付に要した経費でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、補装具費支給事業に4661万余円の支出で、これは身体機能を補完または代替して使用する補装具の購入修理費を支給したものでございます。

その2つ下、障害者自立支援医療費給付事業に2億8807万余円の支出で、これは身

体障害者児に対し、その日常生活、社会生活能力、または職業能力を回復、改善するために必要な更生医療、育成医療に係る医療費でございます。

232ページ、233ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、地域生活支援事業に4億3071万余円の支出で、これは、相談支援、日常生活用具の給付、移動支援など、地域での日常生活及び社会生活における障害福祉サービスに要した経費でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から2つ目、後期高齢者医療基盤安定繰出事業に6億8491万余円の支出で、これは低所得者に対する保険料の政令軽減分に係る繰出金でございます。

その下、後期高齢者医療給付費負担事業に26億6199万余円の支出で、これは医療費の12分の1に当たる市負担分でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、介護保険事業特別会計繰出事業に29億6951万余円の支出で、これは主に介護保険給付に係る市負担分と職員給与費でございます。

その2つ下、介護サービス事業所運営支援事業に4239万余円の支出で、これは物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所に対する補助金及びその他事務に要する経費でございます。

さらにその1つ下、重度障害者医療助成事業に5億3058万余円の支出で、これは重度の身体及び知的障害者児に対する医療費の助成に係る経費でございます。

242ページ、243ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、生活困窮者自立支援事業に3380万余円の支出で、これは主に生活困窮者自立相談支援事業や学習支援事業の運営委託料及び住居確保給付金の扶助費でございます。

244ページ、245ページをお願いいたしま

す。事業別区分欄一番上、物価高騰重点支援給付金支給事業に15億8277万余円の支出で、これは電力、ガス、食料品等の価格高騰により家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する事業に要した経費でございます。

次の2項児童福祉費は、予算現額185億9268万9000円に対しまして、支出済額は173億2684万607円で、継続費通次繰越が1億1516万9685円ございましたので、不用額は11億5067万8708円となっております。

250ページ、251ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目、こども家庭すこやかセンター運営事業に2224万余円の支出で、これは令和6年度から設置いたしましたこども家庭すこやかセンターにおいて、子育て家庭や妊産婦への訪問や相談支援業務などに要した費用でございます。

その下、児童手当支給事業に32億7812万余円の支出で、児童を養育している父母等に対し手当を支給する事業で、主に扶助費でございまして、令和6年10月から養育対象の児童が中学校卒業までから18歳に達した年度末までに拡充されております。

254ページ、255ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、保育所運営事業に4億6901万余円の支出で、公立保育所11か所の運営に要する経費でございます。

256ページ、257ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、民間保育所運営事業に5億7342万余円の支出で、民間保育所に対する委託料でございます。

その2つ下、放課後児童健全育成事業に、3億7353万余円の支出で、これはチビッコホームの管理運営及び施設設備に係る経費でございます。

260ページ、261ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2つ目、教育・保育施設施設型給付事業に43億5750万余円

の支出で、認定こども園及び小規模保育事業に対する施設型給付に係る扶助費でございます。

その下、教育・保育施設運営支援事業に3億5478万余円の支出で、市内の民間保育所、認定こども園及び小規模保育事業に対する事業費補助等でございます。

さらに一番下、母子保健事業に1億9002万余円の支出で、これは妊婦健康診査及び4か月児、1歳6か月児など乳幼児健診の医師への報償費、医療機関などへの委託料が主なものでございます。

262ページ、263ページをお願いいたします。事業別区分欄、1つ目、出産・子育て応援交付金支給事業に1億2363万余円の支出で、これは妊娠から出産・子育てまで継続して支援する伴走型相談支援及び経済的支援の実施に要するもので、主に補助金でございます。

264ページ、265ページをお願いいたします。事業別区分、上から2つ目、児童扶養手当支給事業に11億937万余円の支出で、これは独り親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する事業で、主に扶助費でございます。

一番下、子ども医療助成事業に7億2688万余円の支出で、児童が18歳に達した年度末までの入通院に伴う医療費の助成に係る経費でございます。

266ページ、267ページをお願いいたします。事業別区分一番上、ひとり親家庭医療助成事業に1億7420万余円の支出で、独り親家庭の親等と児童に対し、児童が18歳に達した年度末までの入通院に伴う医療費の助成に係る経費でございます。

その下、保育所整備事業に6631万余円の支出で、市立城内保育所の外壁及び屋上防水改修工事や、修斉保育所の保育室床及び便所の改修工事などに係る経費でございます。

す。

268ページ、269ページをお願いいたします。事業別区分、上から4つ目、市立認定こども園整備事業に10億9448万余円の支出で、これは市立旭・太田こども園の工事費及び市立春木・大芝こども園並びに（仮称）市立桜台・光明認定こども園の基本設計、実施設計などに要した費用でございます。

一番下、障害児通所支援事業に16億9989万余円の支出で、これは放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業及び障害児相談支援事業に係る扶助費などでございます。

274ページ、275ページをお願いいたします。3項生活保護費は、予算現額111億3819万円に対しまして、支出済額は107億1252万810円で、不用額は4億2566万9190円でございます。

276ページ、277ページをお願いいたします。事業別区分、上から4つ目、生活保護事業に102億3212万余円の支出で、これは生活保護世帯に支給した保護費で、生活費、医療費などでございます。

その2つ下、中国残留邦人等援護事業に527万余円の支出で、中国残留邦人等に給付する生活費、医療費などでございます。

次の4項災害救助費は、予算現額2225万円に対しまして、支出済額は108万5000円で、2116万5000円の不用額でございます。これは火災などにより被害を受けた方に対する見舞金でございます。

278ページ、279ページをお願いいたします。5項国民健康保険費は、予算現額23億4362万円に対しまして、支出済額は22億5374万5070円で、8987万4930円の不用額となっております。これは国民健康保険事業特別会計繰出事業と国民健康保険基盤安定繰出事業の繰出金でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○岸田厚委員

それでは、私から、決算書250ページ、市立幼稚園及び保育所再編事業についてお尋ねいたします。

この市立幼稚園及び保育所再編については、岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針に基づいて岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【前期計画】が行われました。公立の幼稚園が民間認定こども園に1つ、そしてまた旭・太田こども園の整備が、前期計画として終わったわけであります。

今、中期計画が進められようとしています。春木・大芝こども園、（仮称）桜台・光明認定こども園、そして大宮幼稚園と大宮保育所を一緒にする認定こども園の計画がなされているわけですが、なかなか民間の認定こども園の計画については進んでいないというふうにも感じています。

私たちは一貫して、再編によって6か所の公立の認定こども園にし、あとは全て民間の認定こども園にするという計画については、当初から異論を唱え、公立で残す幼稚園、保育所も必要であるというふうにずっと訴えてきたわけであります。

その中で昨年11月に、後期計画の認定こども園を整備するに当たって、土地利用に関するサウンディング調査が行われた結果が公表されています。当初7か所の候補地の中で3つの候補地しか提案がなく、また、その評価についても接道要件や土地条件など、全体的に評価が低く、実現性は乏しいと思われますが、そのような状況の中、幼保の再編の後期計画についての進捗状況はどのようになっているのかお示してください。

○拝崎晋吾こども園推進課長

市立幼稚園及び保育所の再編につきまし

ては、後期計画の公表に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。委員お示しのとおり、昨年のサウンディング調査結果からもそうですが、現在の候補地だけではその実現性についての評価は低いため、評価の高い他の市有地など、候補地を拡大する必要があると考えてございます。

○岸田厚委員

サウンディング調査の結果からも、工事車両の動線確保が難しい、また、建物の建設自体が困難な候補地が多いというふうにも思われます。今後、再編する適地が用意できなければ民間園の応募もないと思われまます。市立幼稚園及び保育所の再編計画についてはもう、一旦この中期計画も、大宮の認定こども園についてもまだはっきりしない中で、再度見直しをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○拝崎晋吾こども園推進課長

市立幼稚園及び保育所の再編方針では、市立幼稚園の小規模化、また、保育施設における待機児童の存在、それから施設の老朽化、これらの3つの課題を解決するために作成しておりますので、幼保再編の用地の確保につきまして、関係部局との協議をしっかりと継続して実施してまいりたいと考えております。

○岸田厚委員

この市立幼稚園及び保育所再編個別計画については、全てを幼保連携型の認定こども園にする、そういった計画です。公立は6か所しか残さない。こういったことを、私は認定こども園を否定するわけではありませんが、やはり今ある公立幼稚園や保育所は単体で残す必要もあるというふうに思います。やはりいろんな形で公立が望まれています。例えば障害児の受入れの問題など、こういった問題がやはり大きな課題となる中で、保護者、児童が望む施設

を選択できることが、今、市民サービスだというふうに考えています。そのような計画から、今再編されていますこの計画については、直ちに見直し、もう一度再考するよう求めて、私の質問は終わります。

○高比良正明委員

決算書240ページ、戦没者慰霊施設管理事業についてお尋ねいたします。

委託料の243万3000円の内容をまずお示ください。

○田中康博福祉政策課長

岸和田市の戦没者慰霊施設であります久米田靖霊殿及び管理事務所、並びに流木慰霊塔を適切に維持管理することを目的に、岸和田市遺族会と管理業務委託契約を締結しております。業務内容でございますが、清掃、樹木の剪定、害虫防除、除草などを行っていただいております。

○高比良正明委員

それでは、久米田靖霊殿には何を管理しているのでしょうか。あわせて、この事業の不用額である12万8751円の主な内容をお示してください。

○田中康博福祉政策課長

久米田靖霊殿では、戦没者の霊名簿を管理しております。

次に、不用額でございますが、主なものは10万円の修繕料でございます。管理しています施設などの軽微な修繕に備えて予算化しているものでございます。令和6年度は軽微な修繕はございませんでした。

○高比良正明委員

久米田靖霊殿は1950年代に建築したものです。雨漏り等はないと聞いております。それでも、建築年数が相当経過しておりますので、重要な霊名簿を含め、遺族の方々の慰霊の場として適切に管理されますよう、注意を払っての管理をお願いして、次の質問に移ります。

事務報告書103ページ、事業者・法人指定指導業務について質問します。

広域事業者指導課の児童部門の業務の概要について教えてください。

○前田弘人広域事業者指導課長

広域事業者指導課の児童部門の業務としましては、保育所、児童館、助産施設、母子生活支援施設、家庭的保育事業等に係る設置認可、指導監査及び認可外保育施設からの届出受理や連絡、立入調査を管轄しております。

○高比良正明委員

それでは、児童養護施設は管轄しているのでしょうか。また、市として児童養護施設に対して何か対応はできないのでしょうか。

○前田弘人広域事業者指導課長

児童養護施設の管轄は大阪府となっており、市は管轄外で、市として対応できる権限はございません。

○高比良正明委員

永野前市長の家業である児童養護施設では、府の監査で違法と指摘され、第三者委員の外部監査で性教育において改善の余地があるB判定が出ています。

先日、千葉県の子童養護施設である社会福祉法人児童愛護会一宮学園職員の研修を受けてきましたが、同学園では、2000年度から性教育を実践する中、2007年に男子児童間の性暴力が発覚しています。その際、入所児童50人に対して、既に40人が関係者となっていたそうで、それほど性的問題は発覚しにくいものなので、ほんの少しのサインを……。

○松本妙子委員長

高比良委員、先ほど前田課長の答弁では、児童養護施設は権限移譲を受けていないということでございました。これの答弁を求めるんですか。

○高比良正明委員

もちろん。岸和田の子供ですから、岸和田の子供の安全を守るためにこの質問をしております。よろしいですか。

○松本妙子委員長

これは府の管轄で、市の立ち入る内容ではないので、ちょっと質問をお控えください。

○高比良正明委員

子供の安全について、この後佐野市長に質問するということになっております。

○松本妙子委員長

それもお控えください。

○高比良正明委員

いえいえ。子供の安全を、児童養護施設岸和田学園に住んでいる子供であれば命を落としても性的虐待を受けても構わないというふうに、松本委員長は今質問をやめとけという、そういう意味でございますか。

○松本妙子委員長

そういう意味ではございませんが、府の管轄で、市は関係していないんで、質問は関連した質問にしてください。

○高比良正明委員

敷地内はイリーガルで米軍基地ではありませんよ。岸和田学園のところも法であったり岸和田市の条例がかかるわけですよ。

○松本妙子委員長

そしたら、要望だけで止めて、おっしゃっていただいて結構です。答弁は求めないでください。

○高比良正明委員

いえいえ、途中のところはそれであればある程度省きますけれども、市長にはぜひとも、同じ岸和田市に住んでおる児童が、岸和田学園の中に住んでおるがために、どのような虐待を受けても構わないというような答弁をなさるのかなさらないのかというのはぜひともお伺いしたいところでございます。

○松本妙子委員長

先ほど前田課長の御答弁にありましたように、児童養護施設は権限移譲を受けてないので答えられる範囲ではないんですが、もうちょっと質問を変えていただけますか。

○高比良正明委員

職員に聞くのではなくて、市長に政治家として、また市長としてどのようにお考えかということを質問いたしますので、端的にしますので、続けてよろしいでしょうか。

○松本妙子委員長

市長、答えられますか。岸和田の子供の全体像、これからの。

その個人的な、今の高比良委員の質問であれば、児童養護施設のお話でしたでしょう。それはちょっと議案からそれているので。

○高比良正明委員

いやいや。

○松本妙子委員長

いや、それていますよ。広域事業者指導課の管轄ではないんですよ。だから、ちょっと質問を変えるか、要望だけにとどめるかにしてください。

○高比良正明委員

質問を変えるといったって、子供さんが住んでいる児童養護施設は岸和田市内ではあの岸和田学園1件しかないんです。たくさんあるんであればまた別ですけども、岸和田学園に特定せざるを得ないということは1件しかないんですから、もう今話していても、時間が長々とかかりますので、それでは、1点だけ市長にお伺いさせてください。

○松本妙子委員長

どんな内容でしょう。

○高比良正明委員

今、岸和田学園について違法なことが府からも指摘されているということをお示し

いたしました。そんな中で、性的虐待についても不十分である、そういうことがある児童養護施設において、市長はどのようにその子供たちを救いになるというおつもりがあるかということをお伺いします。

○佐野英利市長

佐野でございます。

先ほどから担当課もお伝えしていますけど、担当外の施設でございますので、なかなか質問にはお答えしづらいことですが、そういったことがあれば市としてもしっかりと大阪府に対応していただけるよう要望してまいりたいと思います。

○高比良正明委員

なかなか立入権限が市にないというところで、岸和田学園でもし虐待を受けている子供がおるならば、壁を越えていただかないと。佐野市長の権限も届かないということとは分かりましたけれども、その子供たちも本市に住む子供たちなんです。その子供たちが社会でやっぱりしんどい目に遭っているとすれば、そこに権限の壁をつくることなく救出していただきたいと切に願ひまして、次の質問に移ります。

決算書254ページ、256ページ、保育所運営事業及び民間保育所運営事業について、本市における保育所の現状について伺います。

まずは保育所の入所児童数、割合について、公立と民間に分けてお伺いします。あわせて、待機児童数についても伺います。

○松阪正純子育て施設課長

保育所の入所児童数ですが、令和7年4月1日付の市内の保育施設に通う児童数は4101名でありまして、うち、市内の公立保育所・認定こども園に在籍する児童数は999名、残りの3102名が市内の民間園に通っております。

続きまして、待機児童数ですが、近年減

少傾向となっておりまして、令和5年度は27名、令和6年度は6名、令和7年度は2名となっております。

○高比良正明委員

近年の保育所への入所状況について、本市の傾向はいかがでしょうか。また、担当課として、どのように分析されているかお尋ねします。

○松阪正純子育て施設課長

本市の近年の傾向といたしましては、就学前児童数は減少する一方で、保育所の申込数につきましては、年々増えている状況でございます。令和7年4月時点の保育所の申込者数は4530名で、過去10年間で最大というふうになっております。

こちらの要因といたしましては、物価高騰といった経済情勢のほか、女性就業率の向上、また共働き世帯の増加など、社会情勢、また社会意識の変化によることが大きい要因ではないかというふうに考えております。

こういった中、保育所の入所枠につきましては、民間園の増加、また大規模改修による入所定員の拡大によりまして、民間園への入所児童の数が増えたと考えております。

本市といたしましても、少子化により就学前児童数が減少している中で、今後保育所の申込者数がどのように推移していくのか、引き続き注意していく必要があるというふうに考えております。

○高比良正明委員

先ほどの岸田委員の質問では土地の問題でしたけども、今度は子供の数の予想を超える激減によって、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画は、後期計画を見直さざるを得ない状況下にありますので、まだ私の質問の中でも、以前走りながら考えるというような姿勢をお見せになっています

けども、一旦立ち止まって考えるべきだと忠告しまして、引き続き、決算書260ページ、教育・保育施設運営支援事業について伺います。

令和7年8月29日に、先ほどの立ち入れない児童養護施設で勤務していた永野議員が障害児と保育施設の質問をされており、私も大変感銘を受けましたので、続けて、本市における障害児の受入れ状況について伺います。

保育所の入所児童数のうち、障害児の受入れ人数について、公立と民間に分けてお示しください。

○松阪正純子育て施設課長

保育所に入所する障害児の判定を受けている児童数ですが、令和7年は128名となっており、判定を受けてはおりませんが支援が必要な児童も、この児童数とは別に在園している状況となっております。

なお、公立と民間園の受入れ数の内訳といたしましては、公立69名、民間59名となっております。

○高比良正明委員

公立と比して少ない民間園での障害児の受入れを増やしていくことが今後重要だと思います。市としてどういった支援が必要だと考えているのでしょうか。

○松阪正純子育て施設課長

まずは、保育士の確保が非常に重要だというふうに考えております。保育士が増えた場合、障害児加配に当たる保育士数も増えますので、この点につきましては、行政といたしましても様々な手段を講じまして、保育士が確保しやすい環境づくりに今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

また、その一方で、ノウハウ、障害児保育を学んでいただく機会も必要かと思っております。研修であったり、指導法、また

相談できる環境づくりにつきましても、今後こういった環境醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、子育て施設課においては、月3回ではありますが、発達相談員に勤務していただいております。障害児の様子やまた施設の状況、具体的な障害児保育につきまして相談できる環境、機会を設けております。民間園におかれましても、障害児保育につきまして積極的に学んでいただき、児童の保育に返していきたいという熱い思いで、発達相談員に相談される民間園も多数ございます。

近年は、インクルーシブ保育・教育、こういった充実を民間園でも積極的に取り組んでいただいているところでありまして、引き続き障害児の受入れ枠の拡大に協力いただいております。

今後も、民間園にも御協力を賜りながら、市全体として障害児の受入れ枠の確保、また障害児保育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高比良正明委員

質問では数しか聞いておりませんが、答弁調整の中で、大変民間園が尽力いただき、自ら負担して、協力いただいているというようなお話も伺っております。

それでは、教育・保育施設運営支援事業に関して、障害児の受入れ状況について、本市内で施設を運営されており元本市市議会議員また元大阪府議会議員であった永野孝男氏と、2018年8月16日の総合教育会議にて公立幼稚園・保育所の全廃止の暴論を掲げ、野口和江前教育長職務代理者や中野俊勝前委員より反対意見が出た永野耕平前市長を参考人として意見を聞きたいと考えますので、参考人招致の動議を提出いたします。

○松本妙子委員長

ただいま高比良委員から動議が提出されましたので、暫時休憩いたします。

○松本妙子委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

先ほど高比良委員から提出された動議について審査に入ります。

参考人招致を求める動議について採決いたします。

この採決は起立採決によって行います。
なお、着席の委員は、本件に反対とみなします。

参考人招致を求める動議について、この動議のとおり決することに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、本動議は否決されました。

元の議事に戻ります。

高比良委員の質疑を続行します。

○高比良正明委員

決算書276ページの中国残留邦人等援護事業についてお尋ねいたします。

この事業の内容と支出金額の内訳についてお聞かせください。

○西尾安将生活福祉課長

本事業は、第二次世界大戦に起因して生じた混乱等により、本国に引き上げることができず、引き続き本国以外の中国及び樺太等に居住することを余儀なくされた邦人の方々の特別な事情に鑑み、その方たちが安心して日本での生活を送っていただくために、平成20年4月から実施された制度に基づく事業でございます。ちなみに、現在本市では3世帯4人がこの支援給付を受給されておられます。

次に、支出済額527万6274円の内訳についてでございますが、生活費となる生活支援に271万9097円、家賃となる住宅支援に83万9171円、そのほか介護支援に50万856円、医療支援に121万7150円となっております。

○高比良正明委員

この残留邦人等の方々におかれましては、日本軍が上位階級者から先に逃げ、市民が残され、60万人が日本とソ連との密約によってソ連開発工事のために労働力として提供されたり、満州で民間人として残された満蒙開拓団が帰国できず、集団自決が行われた戦後の混乱期において、残留を余儀なくされ、肉親との離別や飢餓や疾病など、様々なつらく苦しい状況に置かれていたことは容易に推測できますので、本事業の意義や重要性は理解しました。

また、支払済額の内訳についても、本市の受給状況から見て、十分納得に値する内容であったと思います。しかしながら、当初予算金額が1880万円であるところ、さきに説明のあった支出済額を差し引いた不用額が1352万3726円となっており、支給した金額の2倍以上が余った状態、言い換えれば住民サービスに使われなかった金額となっています。

再度お聞きします。今回の不用額が支払済額の2倍以上となった理由をお示ください。

○西尾安将生活福祉課長

本事業は、過去5年間同じ3世帯の方が利用されてこられました。したがって、生活支援と住宅支援の支給金額はこの5年間ほぼ320万円から370万円くらいまでの間で推移しており、次年度の予算額の算出はそう難しいものではありませんでした。

しかし、平均年齢85歳を超えた方たちの受診や投薬、入院に係る医療支援におきましては、非常に予測が難しく、困難を極めてまいりました。特に入院におきましては、その人数や日数によって支給金額が非常に大きく変動することになります。

今回、令和6年度の医療支援額は121万余円でしたが、過去の医療支援額は、令和2年度が906万余円、令和3年度が710万余円、

令和4年度が732万余円、令和5年度が622万余円と、毎年600万円から900万円ほどまでの金額となっておりました。これは毎年度、数件の入院の事実があったため、このような金額となりましたが、令和6年度は1件の入院もございませんでした。したがって、この医療支援に係る金額が通年より500万円以上安くなったため、その分不用額が大きくなった次第でございます。

○高比良正明委員

2024年度不用額が大きくなった理由はよく分かりました。戦後の大変な時期に、国家から棄民とされ、苦勞された方たちを養護するための支援給付のお金が、必要と見込んだ額から大きくかけ離れ、余っているということは、それだけ支援できていないということではなく、逆に入院することなく、健康で平穩に暮らせたというあかしだったことが分かり、安心いたしました。

不用額が大きくなることは、会計上は好ましくないことだとは思いますが、高齢となった方々にいつでも十分な医療サービスが提供できるよう、今後も適切な範囲の予算要求をしていただくことを要望するとともに、残留邦人は中国だけではなく、フィリピンなどにも存在しますので、それらの方々がもし帰国された場合にも同様の生活支援と、この方々への排外主義者からの攻撃に対しては断固闘っていただくことを切望いたしまして、私の質問を終わります。

○河合達雄委員

決算書232ページ、地域生活支援事業についてお尋ねします。

扶助費が約3億4400万円に上っていますが、主な内訳を教えてください。

○河内みどり障害者支援課長

地域生活支援事業の扶助費の主な内訳といたしましては、障害のある方の外出をヘルパーが支援する移動支援事業としまして

2億8290万5460円、また、障害のある方に障害の種別や程度に応じて必要な自立生活支援用具などを給付する日常生活用具給付事業としまして5351万4527円の支出でございます。

○河合達雄委員

事務報告書の100ページを見ると、日常生活用具給付事業のうち、排泄管理支援用具は経費の大部分を占めています。排泄管理支援用具の給付について教えてください。

○河内みどり障害者支援課長

排泄管理支援用具の給付につきましては、人工膀胱や人工肛門を使用する方を対象としたストーマ装具のほか、紙おむつの給付が多くなっています。

紙おむつの給付要件としましては、おおむね3歳までに、下肢または体幹の機能障害の1級及び2級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方などとなっており、2か月で上限2万4000円分の紙おむつを給付するものです。

○河合達雄委員

重度の知的障害のある方が対象になっていない点については改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○河内みどり障害者支援課長

重度の知的障害があり、排尿もしくは排便の意思表示が困難なため、紙おむつの給付を必要とする方々がおられることは認識しているところでございます。紙おむつの給付につきましては、継続性が必要となりますことから、需要量を精査するなど、対象拡大を視野に検討を続けてまいります。

○河合達雄委員

私は昨年3月12日の予算常任委員会で、地域生活支援事業の扶助費について質問しました。その際、2022年度に約5000万円の不用額があったと聞きました。過年度につ

いても同様に不用額があるのではないのでしょうか。過去3年の不用額を教えてください。

このとき指摘したように、仮に対象者を拡大したとしても、これら不用額を充当すれば、対象者の拡大が可能だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○河内みどり障害者支援課長

地域生活支援事業の扶助費不用額につきましては、令和4年度は5168万757円、令和5年度は4868万1651円、令和6年度は3024万4925円でございます。

次に、地域生活支援事業の扶助費につきましては、大きく5つの事業に分けて予算執行しております。紙おむつの支給を含む日常生活用具給付事業のほか、移動支援事業や日中一時支援事業、更生訓練費の支給並びに自動車改造費用の助成の5つでございまして、5つの事業それぞれで予算を組んでおり、その総額が地域生活支援事業費となっています。

紙おむつの支給を含む日常生活用具給付事業単独の不用額を見ますと、令和4年度は225万7041円、令和5年度は不用額はなく、89万1249円の不足、令和6年度は336万2003円でございます。

地域生活支援事業全体の不用額は、結果的に大きくなっておりますが、日常生活用具給付事業単独の不用額は少なく、地域生活支援事業費全体の不用額を見込んでの対象者拡大は困難であったと考えております。

○河合達雄委員

予算の付け替えができないことは分かりましたが、隣の和泉市に住めば受けられる住民サービスですので、今後は取り組まれると受け取り、予算編成をしっかりとやっていただくようお願いして、質問を終わります。

○南加代子委員

事務報告書の138ページ、総合通園センター運営事業についてお伺いしていきます。

岸和田市立総合通園センターについて決算に関連してお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。同センターには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ職員が在籍していると伺っております。入所児童に対する機能訓練やリハビリの実施状況、具体的な支援内容について御説明ください。

また、総合通園センターは岸和田市が運営する公立の児童発達支援センターとして、今後ますますその役割が重要になると考えております。本市で暮らす保護者や児童にとって、安心して頼れる必要不可欠な施設である一方、近年では、民間事業者も増え、保護者の生活状況に応じて通所先を選択できるようになってきました。その影響は在籍児童数にも表れているように見受けられます。

そこで、施設の認知度向上に向けて、総合通園センターでの日常活動や支援内容などを広く伝えていく情報発信については、現状どのように取り組んでいるのかお聞かせください。

○松阪正純子育て施設課長

現在、総合通園センターには、肢体に障害を持っている児童が入園するいながわクラスに19名、発達面に障害をお持ちの児童が入園するパピークラスに15名のお子さんが入園されております。

リハビリ職員ですが、理学療法士2名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の計6名が在籍しております。主にいながわクラスの児童の機能訓練に当たっているところでございます。

続きまして、総合通園センターについての情報発信をということですが、これまでも様々な場面におきまして、総合通園セン

ターのPRを行ってきたところですが、総合通園センターの存在を知らなかった保護者もおられたといったところもありまして、園長はじめPR活動に力を入れているところでございます。

また、新規事業にも取り組んでおりまして、総合通園センターに在籍しない児童や保護者を対象にしました児童、保護者同士の交流を目的といたしました、にこにこひろば、こういった自主事業につきましても令和6年度から開催しているところでありまして、PR活動を含みます新規事業にも取り組んでいるところです。

○南加代子委員

機能訓練は、児童の発達支援において欠かせない取組であり、保護者からも強く求められていると思います。保育士とリハビリの職員が連携し、日常の保育に機能訓練の要素を取り入れる工夫は支援の質を高める有効な手段であり、限られた現在の人員や予算の中でもより多くの児童に支援を届けるという点で、費用対効果の面でも意義があると考えます。

また、施設の認知度の向上に向けては、個人情報への配慮を前提に、支援内容やセンターの雰囲気を見える化する情報発信の検討をお願いしたいと思います。

また、総合通園センターでの1日の保育リズムなどを紹介するパンフレットなどがあれば、保護者が安心して相談や通園につながるきっかけになると考えますので、この点も検討いただきたいと思います。

では、いながわクラスに通う子供たちは、日々どのようなスケジュールで保育やリハビリに取り組まれているのか、具体的な1日の流れについてお伺ひいたします。

○松阪正純子育て施設課長

御質問ありましたいながわクラス児童の1日の過ごし方ですが、9時から15時半ま

でが総合通園センターでの療育活動の時間になっております。1日の流れといたしましては、お子さんは毎朝9時頃に登園いたしまして、集団での保育、昼食、午睡、おやつとなりまして、15時半にお迎えとなり、1日の活動は終了となります。

リハビリにつきましては、人数の加減もございますので、児童は朝と昼に分かれてそれぞれリハビリを受ける、そういった形になっております。リハビリの時間は1回当たり40分程度でございまして、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が必要に応じてリハビリを実施しております。子供の機能向上を目指して、併せて日常の関わり方などを保護者に説明しているところ です。

○南加代子委員

リハビリ職員の人数に限りがある中で頑張っているとは思いますが。全てのお子さんに、個別で十分な機能訓練を行うのは難しい場面もあるかと考えます。

そこで、保育の中に、機能訓練の要素を自然に取り入れることで、より多くのお子さんが日常の中で支援を受けられるのではないかと私は感じております。集団の中での関わりや刺激も子供たちの成長につながるのではないのでしょうか。こうした視点を踏まえた保育プログラムの工夫は可能でしょうか。

○松阪正純子育て施設課長

日々の保育、生活の中に機能訓練の要素を取り入れることは児童にとりましても非常に有益であるというふうに考えております。児童にとっての機能訓練は非常に必要なことでありまして、また保護者も強く望まれていることと、私たちも十分に理解しております。

委員御指摘のとおり、リハビリ職員の人数が限られている中で、マンツーマンの機

能訓練にも限界があるといったことも事実でございます。その点につきましては、総合通園センターの職員も同じ思いであり、日常の保育の中で、児童や保育の様子を見ながらアドバイスするなど、リハビリ職員と保育士が連携しながら、児童の保育、療育に当たっているところでございます。

今後もマンツーマンのリハビリを行いながら、日常の保育活動の中でもこういった要素を取り入れるようなプログラム、また指導案につきまして、引き続き検討し取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○南加代子委員

マンツーマンの支援と保育活動の中での機能訓練の要素を伴わせて進めていく方向性は、必ず支援の広がりや質の向上になり、それが子供たちに返っていくものだと思います。保育活動の中でこの要素が生かされることで、支援が広く行き渡る環境を整えていただきたいと思います。

この総合通園センターは、保護者にとっても安心して帰れる地域の拠点として、今後も信頼される運営を続けていただき、そのためには、保育士が専門的な視点を持って日常の保育に関われるよう、研修や指導体制の充実を図って、総合通園センターとしての使命をしっかりと果たしていただき、開かれたセンターであり続けることを強く要望しておきます。

そのことによって、子供も保護者も必ず可能性が広がっていくと思いますので、公立のこの総合通園センターの強みを生かして、運営していただきますように心から願っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務報告書の104ページの（3）、108ページの（4）に記載の介護保険事業者及び障害福祉事業者に対する広域

事業者指導課の指定・指導事業について確認いたします。

近年では、介護、障害の事業所が年々増加していると感じております。それに伴って、市民や関係者から事業所の運営に関する苦情や相談を伺う機会も増えてまいりました。広域事業者指導課は岸和田市を含む5市1町で共同設置されていると承知しておりますが、まず令和6年度時点での介護、障害それぞれの事業所数の現状についてお答えください。

○前田弘人広域事業者指導課長

広域事業者指導課は、北より高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市の5市1町で共同設置し、大阪府から権限移譲された福祉部門の業務を行っております。

事業所数の現状といたしましては、令和6年度で、介護の事業所は5市1町で2570、障害の事業所は5市1町で1256となっております。これは組織を設置した平成24年度より、介護の事業所で約1.5倍、障害の事業所で約1.9倍の事業所の数となっております。

○南加代子委員

こちらの広域事業者指導課は、大阪府から権限移譲された福祉業務を担っていると承知しております。事業所数が、設置当初から大きく増加している中で、限られた職員体制で指導業務を担っている状況に対し、現場では様々な課題も生じているのではないのでしょうか。

そこで、現在の職員体制について、設置当初からの変化も含めてお答えください。

○前田弘人広域事業者指導課長

平成24年度組織設置時、正規職員は岸和田市から6名、和泉市4名、貝塚市3名、泉大津市2名、高石市及び忠岡町の1名ずつの計17名、及び非常勤嘱託員3名の計20

名の職員体制でスタートしております。

現在も、正規職員は17名の同数ですが、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業導入の際に、非常勤嘱託員を1名増員し、途中、担当間で職員配置を変更し、業務を行ってきております。

○南加代子委員

介護保険・障害福祉事業所は数が年々増加している中で、その人数というか、職員体制もあまり変わっていないというところについては、本当に限られた中で頑張っているということは分かります。

実際に事業所への指導がどの程度の頻度で行われているのか、また、指導率の現状についてはどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○前田弘人広域事業者指導課長

厚生労働省が発出しています介護保険施設等指導指針では、指定した介護保険施設等について、指定有効期間である6年間に1回以上の運営指導の実施が基本とされております。

令和6年度の指導率の実績は、介護の事業所で7.7%、障害の事業所で3.0%となっております。コロナの流行で指導業務がストップした令和2年度を除きました過去10年間の平均値といたしましては、介護事業所で4.8%、障害の事業所で6.8%の実績となっており、指導率を向上させることが大きな課題であると認識しております。

○南加代子委員

この指導率を向上させることが大きな課題であるということでございます。事業所の中には、制度の解釈を誤ったまま運営を続けているケースも見受けられます。利用者の安心・安全を守るためには、そうした事業所に対して、できるだけ早い段階で指導を行い、適切な運営に修正してもらうことが重要だと考えています。

実際に市民の方々からも、対応に不安がある、制度の理解が不十分ではないかといったお声をお聞きすることがあります。

そこで、広域事業者指導課として、誤った運営をしている事業者への早期対応や今後の指導体制の強化についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

○前田弘人広域事業者指導課長

広域事業者指導課が設置されて以降、現在10年以上経過してきており、事業所の数も増え、また対応に時間を要する困難なケースも生じてきております。利用者が安心してサービスを利用していただけるよう、組織の機能強化について、関係課及び5市1町で協議してまいります。

また、大阪府の自治体で構成される、事務移譲市町村連絡会議に積極的に参加し、府内自治体の好事例を手本にして、効率的に指導業務を行えるよう努力していきたいと考えております。

○南加代子委員

広域事業者指導課の指導業務について、事業所数の増加に対して、職員体制がほとんど変わっていないこと、指導率の低さ、そして市民からの不安の声を踏まえ、幾つかの視点から確認させていただきました。

制度の誤解や不適切な運営には、早期に指導を行い、利用者の安心につなげることが本市の重要な役割です。限られた体制の中でも、市民の声から見えてくる課題を整理、把握し、指導の対象や内容に反映できる仕組みを整えることが、今後の改善に不可欠だと考えます。

広域体制である以上、岸和田市の単独では動かせない部分もありますが、他の市町との協議の場では、市民ニーズに基づいた改善の必要性をしっかりと伝えていただきたいです。堺市では、広域ではないものの、指導業務の一部を外部委託することで効率

化を図っている事例もあります。これは費用もかかるかと思いますが、広域であっても、柔軟な改善策を模索され、指導業務の実効性の向上に今後取り組んでいただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

○屋馬光一委員

事務報告書89ページ、老人クラブ運営助成事業についてお尋ねいたします。

老人クラブ数とその会員数、助成金が減少していますが、直近5年間の老人クラブの数と会員数をお示してください。

○田中康博福祉政策課長

直近5年間の老人クラブ数からお答えいたします。令和2年度138、令和3年度138、令和4年度135、令和5年度132、令和6年度126でございます。

次に、会員数をお答えいたします。令和2年度1万7700人、令和3年度1万7098人、令和4年度1万6218人、令和5年度1万5623人、令和6年度が1万5042人でございます。

○屋馬光一委員

老人クラブ数、その会員数が大きく減っていることが分かりました。

それでは、どのような背景が考えられるのでしょうか。

○田中康博福祉政策課長

背景としましては、1つは65歳以上の高齢者人口が減ってきていること、2つ目として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律におきましては、事業主には70歳までの就業機会の確保に努めることが求められております。令和6年版高齢社会白書の中では、65歳以上の就業者数が20年連続前年を上回っておることが示されており、高齢者の方々が経済や社会の発展に寄与されていることがうかがわれます。

○屋馬光一委員

会員数減少の背景において、今後も老人

クラブのさらなる減少が予測されます。老人クラブは、地域高齢者の健康づくり、介護予防活動、在宅高齢者やその家族を支援する活動、安否確認など、安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動等に取り組み、地域においてなくてはならない自主組織です。市の役割として、引き続き高齢者福祉の増進に努めていただくことを要望して、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書139ページ、民間認定こども園施設整備支援事業及び民間保育所施設整備支援事業について質問いたします。

民間事業者が施設整備に関する補助金の交付を受ける場合、防犯対策の強化に関わる整備についての国と市が負担する割合と、民間事業者の負担割合を教えてください。

また、大規模改修についても同様に割合を教えてください。

○拝崎晋吾 こども園推進課長

国の補助基準に基づきまして、防犯対策の強化に係る整備、具体的には安全対策カメラの設置でございますが、これに関しましては、国庫補助額について、対象となる経費に2分の1を乗じた額と90万円とを比較して、いずれか少ない額とすることとなっており、令和6年度に交付いたしました補助額につきましては、比較した結果、国の補助限度額90万円となり、その額に市の負担割合額を合計した135万円となっております。

また、大規模修繕につきましては、対象事業費に対して国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1の負担となっております。したがって、本市の負担割合と民間事業者の負担割合はおおむね同じとなっております。

○屋馬光一 委員

防犯対策の強化に関わる整備について、

国と市が負担する割合と民間事業者の負担割合がよく分かりました。今後とも、国と市の手厚い補助をよろしく願いしまして、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書同じく139ページ、市立認定こども園整備事業についてお尋ねいたします。

令和8年4月に開園予定の春木・大芝こども園の定員について、現在、幼稚園に通っている保護者から、3歳児から5歳児までの受入れ規模が少ないのではないかと、職員数についても不安があると聞いているが、どのような規模と職員数になるのか教えてください。

○拝崎晋吾 こども園推進課長

春木・大芝こども園の定員につきましては、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【中期計画】公表時点では100名から110名までの定員を想定しておりましたが、春木幼稚園と大芝幼稚園及び春木保育所の利用児童数の状況と、在園児童の保護者からの御意見を鑑み、定員規模を143名とし、特に3歳児から5歳児までの定員を拡大いたしました。

なお、この定員拡大に関する工事費の増額はなく、保育室の最大面積で対応可能となるように調整を図ったものです。

続いて、配置される職員数に関しましては、市立幼稚園及び市立保育所の採用職員数と退職予定の職員数、並びに人事異動等が影響しますことから、現時点でははっきりとお答えはしかねますが、認定こども園へ転園となる児童の激変緩和のために、できる限り、現在春木幼稚園と大芝幼稚園及び春木保育所に勤務する職員が認定こども園でも勤務していただけるよう、関係課と調整していく予定です。

○屋馬光一 委員

春木・大芝こども園に通う予定の保護者

から、通園する道路についても道幅が狭く、交通量も多いため、不安であるとの声がありますが、何か対応や検討されていることがあれば教えてください。

○栢崎晋吾こども園推進課長

こども園推進課といたしましては、認定こども園を建設する敷地内と外構整備を行うに当たり、隣接する周辺の道路へのアクセスについては、安全性を担保しながら進めているところです。

通園路につきましては、岸和田市通学路交通安全プログラムに基づく、通学路安全推進会議に委員として参加し、改善すべき箇所があれば、関係部署と共有し、対応しているところでございます。

現在、春木小学校区と大芝小学校区から出ている改善箇所につきましては、ほぼ対応済みであります。大規模な工事を要する箇所や、時間を要する箇所につきましては、今後引き続き共有して検討してまいります。

○屋馬光一委員

市立認定こども園を設置するに当たり、利用する保護者、児童が交通手段にかかわらず安全に通えるように、通園路の安全対策の検討をお願いして、私の質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、3款民生費の質疑を終結いたします。

本日はこの程度にとどめ、決算常任委員会を散会いたします。

(以 上)